

障がいのある児童生徒の
就学事務の手引

平成26年度改訂版

宮崎県教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ーはじめにー | 1 |
| I 就学事務を行う上での配慮事項 | |
| 1 就学先決定の在り方 | 1 |
| 2 合理的配慮と基礎的環境整備 | 2 |
| II 就学手続 Q & A | |
| Q 1 特別支援学校における教育の対象となるのは、 どのような障がいの程度の場合ですか。 | 3 |
| Q 2 特別支援学級や通級による指導における教育の対象となるのは、 どのような障がいの程度の場合ですか。 | 4 |
| Q 3 県内の特別支援学校の概要について教えてください。 | 6 |
| Q 4 県内の特別支援学校の連絡先について教えてください。 | 7 |
| Q 5 特別支援学校へ入学する場合の手続や必要な添付書類等 について教えてください。 | 8 |
| Q 6 小・中学校から特別支援学校へ転学する場合の手続きや 配慮事項について教えてください。 | 9 |
| Q 7 特別支援学校への入学、転学する場合の 学校見学や教育相談について教えてください。 | 10 |
| Q 8 転学日の設定について教えてください。 | 10 |
| Q 9 特別支援学校の高等部への入学手続について、教えてください。 | 11 |
| Q 10 小・中学校等から県外の特別支援学校への 就学手続について教えてください。 | 11 |
| Q 11 特別支援学校で教育を受けていた者が、障がいの状態が改善し、 市町村の小・中学校で教育を受けるようになった場合、 どのような手続が必要になりますか。 | 12 |
| Q 12 特別支援学校で教育を受けていた者が、その障がいの状態等の変化により、 市町村の小・中学校で教育を受けるようになった場合、 どのような手続が必要になりますか。 | 13 |
| Q 13 宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院の入院中に 教育が受けられますか。 | 14 |
| Q 14 特別支援学校に在籍する者の氏名や住所等に変更が生じた場合は、 どうすればよいですか。 | 14 |

| | |
|--------------------------------------------------------|----|
| Q15 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した場合の 手続について、教えてください。----- | 14 |
|--------------------------------------------------------|----|

Ⅲ 手続要領

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 満6歳になった者が、特別支援学校に入学するときの手続----- (視覚障がい者等で、認定特別支援学校就学者である者) | 15 |
| 2 小学校から特別支援学校中学部への就学手続----- (小学校を卒業する視覚障がい者等で、特別支援学校中学部に入学する者) | 16 |
| 3 小・中学校等から特別支援学校への転学手続----- (新たに視覚障がい者等となり、認定特別支援学校就学者である者) | 17 |
| 4 小・中学校等から特別支援学校への転学手続----- (障がいの状態等の変化による転学) | 18 |
| 5 就学義務の猶予又は免除の取り消しの申し出があった学齢児童生徒で 特別支援学校就学が適当である者の就学手続----- | 19 |
| 6 特別支援学校から県内の小・中学校への転学手続----- (視覚障がい者等でなくなった者) | 20 |
| 7 特別支援学校から小・中学校への転学手続----- (障がいの状態等の変化による転学) | 21 |
| 8 特別支援学校間を転校するときの手続----- | 22 |
| 9 特別支援学校に関する区域外就学の手続 | |
| (1) 本県に住所のある小・中学校等の児童生徒を、他都道府県立の 特別支援学校に就学させようとするときの手続----- | 23 |
| (2) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、他都道府県の 特別支援学校に就学させようとするときの手続----- | 24 |
| (3) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、県外の市町村立特別支援 学校及び院内教室(小・中学校)に就学させようとするときの手続----- | 26 |
| (4) 他都道府県に住所のある児童生徒を、本県の特別支援学校に就学 させようとするときの手続----- | 27 |
| 10 区域外就学児童生徒の退学の手続 | |
| (1) 本県から他都道府県の特別支援学校に区域外就学をしている 児童生徒が退学をするときの手続----- | 28 |
| (2) 本県から他都道府県の小・中学校の病院内教室等に入院していた 児童生徒が、退院にともない院内教室を退学し、県内の特別支援 学校に転入するときの手続----- | 29 |

| | |
|------------------------------------------------------------|----|
| (3) 他都道府県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童 生徒が退学するときの手続 ----- | 30 |
| 11 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒の保護者が本県に 住所を移動し転校するときの手続 ----- | 31 |
| 12 特別支援学校に就学する児童生徒の学齢簿の記載に変更又は訂正 が生じた場合の手続 ----- | 32 |
| 13 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を終了した者の通知 ----- | 33 |
| 14 出席が良好でない児童生徒についての通知 ----- | 34 |
| 15 他都道府県に住所のある生徒を、本県の特別支援学校高等部に 入学志願させようとするときの手続 ----- | 35 |
| 16 他都道府県に住所のある幼児を、本県の特別支援学校の幼稚部に 入学志願させようとするときの手続 ----- | 36 |

IV 様式

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (様式 1) 特別支援学校就学該当者の通知 (市町村教委→県教委) ----- | 37 |
| (様式 2) 特別支援学校就学該当者の通知 (市町村教委→県教委) ----- (住所変更により、新たに満6歳児の認定特別支援学校 就学者があった場合) | 38 |
| (様式 1) (様式 2) 記載例 ----- | 39 |
| (様式 3) 入学期日等の通知 (県教委→保護者) ----- | 40 |
| (様式 4) 特別支援学校への就学通知 (県教委→市町村教委) ----- | 41 |
| (様式 5) 特別支援学校への就学通知 (県教委→特別支援学校) ----- | 42 |
| (様式 6) 特別支援学校へ就学・転学する児童生徒の個人調書 ----- | 43 |
| (様式 6) 記載例 ----- | 44 |
| (様式 7) 特別支援学校中学部への就学該当者の通知 (小学校→市町村教委) ----- (小学校から特別支援学校中学部への就学) | 45 |
| (様式 8) 特別支援学校中学部への就学該当者の通知 (市町村教委→県教委) ----- (小学校から特別支援学校中学部への就学) | 46 |
| (様式 7) (様式 8) 記載例 ----- | 47 |
| (様式 9) 特別支援学校中学部への就学通知 (学齢児童生徒の場合) (県教委→特別支援学校) ----- | 48 |
| (様式 10) 視覚障がい者等となった児童生徒の通知 ----- | 49 |
| (様式 11) 特別支援学校への転学該当者の通知 (市町村教委→県教委) ----- | 50 |

| | | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------|-------|----|
| (様式 10) (様式 11) | 記載例 | ----- | 51 |
| (様式 12) | 特別支援学校への就学通知 (学齢児童生徒の場合) | | |
| | (県教委→特別支援学校) | ----- | 52 |
| (様式 13) | 視覚障がい等がある児童生徒の障がいの状態等の変化による 特別支援学校への転学に係る通知 (小・中学校→市町村教委) | ----- | 53 |
| | (障がいの状態等の変化による転学) | | |
| (様式 14) | 視覚障がい等がある児童生徒の障がいの状態等の変化による 特別支援学校への転学に係る通知 (市町村教委→県教委) | ----- | 54 |
| | (障がいの状態等の変化による転学) | | |
| (様式 15) | 転出通知 (特別支援学校→県教委) | ----- | 55 |
| | (視覚障がい者等でなくなった者) | | |
| (様式 16) | 特別支援学校からの転学通知 (県教委→市町村教委) | ----- | 56 |
| | (視覚障がい者等でなくなった者) | | |
| (様式 17) | 特別支援学校在籍児童生徒の障がいの状態等の変化による 小・中学校等への転学に係る通知 (特別支援学校→県教委) | ----- | 57 |
| | (障がいの状態等の変化による転学) | | |
| (様式 18) | 特別支援学校在籍児童生徒の障がいの状態等の変化による 小・中学校等への転学に係る通知 (県教委→市町村教委) | ----- | 58 |
| | (障がいの状態等の変化による転学) | | |
| (様式 19) | 特別支援学校への継続就学通知 (市町村教委→県教委) | ----- | 59 |
| (様式 20) | 特別支援学校への継続就学通知 (県教委→特別支援学校) | ----- | 60 |
| (様式 21) | 学校指定変更願 (保護者→県教委) | ----- | 61 |
| (様式 22) | 学校指定変更通知 (県教委→保護者) | ----- | 62 |
| (様式 23) | 学校指定変更通知 (県教委→市町村教委、特別支援学校) | ----- | 63 |
| (様式 24) | 区域外就学承諾願 (保護者→他都道府県教委) | ----- | 64 |
| (様式 25) | 区域外就学承諾願について (市町村教委→県教委) | ----- | 65 |
| (様式 26) | 区域外就学承諾願について (特別支援学校長→県教委) | ----- | 66 |
| (様式 27) | 区域外就学承諾願 (本県教委→他都道府県教委) | ----- | 67 |
| (様式 28) | 区域外就学承諾について | | |
| | (県教委→市町村教委、特別支援学校) | ----- | 68 |
| (様式 29) | 区域外就学承諾願について (特別支援学校長→市町村教委) | ----- | 69 |
| (様式 30) | 区域外就学手続に係る関係書類の送付について | | |
| | (市町村教委→県教委) | ----- | 70 |
| (様式 31) | 区域外就学承諾通知 (県教委→他都道府県教委) | ----- | 71 |
| (様式 32) | 区域外就学承諾通知 (県教委→他都道府県市町村教委) | ----- | 72 |

| | | | |
|---------|-----------------------------------------|-------|----|
| (様式 33) | 区域外就学承諾通知（県教委→他都道府県保護者） | ----- | 73 |
| (様式 34) | 区域外就学児童（生徒）の入学通知（県教委→特別支援学校） | -- | 74 |
| (様式 35) | 区域外就学児童（生徒）の退学通知（県教委→市町村教委） | ----- | 75 |
| (様式 36) | 他県からの転入通知（特別支援学校→県教委） | ----- | 76 |
| (様式 37) | 特別支援学校への転学について（県教委→市町村教委） | ----- | 77 |
| (様式 38) | 区域外就学児童生徒の退学通知（特別支援学校→県教委） | ----- | 78 |
| (様式 39) | 区域外就学児童生徒の退学通知（県教委→他都道府県教委） | ----- | 79 |
| (様式 40) | 特別支援学校就学者の学齢簿の加除訂正について （市町村教委→県教委） | ----- | 80 |
| (様式 41) | 特別支援学校就学者の学齢簿の加除訂正について （県教委→特別支援学校） | ----- | 81 |
| (様式 42) | 全課程の修了者の通知（特別支援学校→市町村教委） | ----- | 82 |
| (様式 43) | 出席不良等の児童生徒の通知（特別支援学校→市町村教委） | ----- | 83 |
| (様式 44) | 県外からの特別支援学校高等部入学志願許可願 （他県保護者→県教委） | ----- | 84 |
| (様式 45) | 県外からの特別支援学校高等部入学志願承諾通知 （県教委→他都道府県教委） | ----- | 85 |
| (様式 46) | 県外からの特別支援学校高等部入学志願承諾通知 （県教委→他県保護者） | ----- | 86 |
| (様式 47) | 県外からの特別支援学校幼稚部入学志願許可願 （他県保護者→県教委） | ----- | 87 |
| (様式 48) | 県外からの特別支援学校幼稚部入学志願承諾通知 （県教委→他都道府県教委） | ----- | 88 |
| (様式 49) | 県外からの特別支援学校幼稚部入学志願承諾通知 （県教委→他県保護者） | ----- | 89 |

V 参考資料

| | | | |
|---|---------------------------------------|-------|----|
| 1 | 学校教育法施行令の一部改正について（通知） | ----- | 90 |
| 2 | 障害のある児童生徒等に対する早期からの 一貫した支援について（通知） | ----- | 94 |

－ はじめに －

我が国の、障がいのある子どもとその保護者及び教育委員会等の関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあると言えます。

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要となります。

このような中、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みが改められました。平成25年10月に文部科学省がとりまとめた「教育支援資料」には、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った、教育相談・就学先決定のモデルプロセスが示されており、今後の教育相談・就学相談のあり方が具体的に記されています。

今後は、「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」を作成・活用しながら、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、就学期における本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。さらに、就学後も子ども一人一人の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、随時、最も適切な「学びの場」について検討していくことが重要となります。

I 就学事務を行う上での配慮事項

1 就学先の決定の在り方

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校における教育の対象となる子どもの障がいの程度については、学校教育法施行令第22条の3に定められています。これに関する留意事項等及び障がいのある児童生徒を小・中学校の特別支援学級において教育する場合のその教育の対象となる障がいの程度及び「通級による指導」を行う場合のその指導の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け文科初第756号）に示されています。

これまでの就学先決定においては、学校教育法施行令第22条の3に該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」として位置付けられていました。

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、障がいの状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。これにより、学校教育法施行令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能はもたないこととなる一方、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意する必要があります。

新たな就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が児童生徒の就学先を決定することとなります。

また、市町村教育委員会は就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ、保護者との共通認識を醸成しておくことや、継続的な教育相談・支援を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められます。

2 合理的配慮と基礎的環境整備（教育支援資料より）

「合理的配慮」は、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念です。障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。

学校の設置者及び学校は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要があります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ることが必要です。

「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の児童生徒等の状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、学校の設置者、学校及び本人・保護者と「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供される必要があります。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが期待されます。

「合理的配慮」の充実を図る上で、その基礎である「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。

※ 教育支援資料は、各市町村教育委員会へ配付しています。以下のホームページからもダウンロードできますので、必要に応じて活用してください。

教育支援資料 ～障害のある子供の就学と早期からの一貫した支援の充実～
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成25年10月
ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

II 就学手続Q & A

Q 1 特別支援学校における教育の対象となるのは、どのような障がいの程度の場合ですか。

特別支援学校における教育の対象となる子どもの障がいの程度については、学校教育法施行令第22条の3に定められています。

(視覚障害者等の障害の程度)

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 障 害 の 程 度 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視 覚 障 害 者 | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴 覚 障 害 者 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知 的 障 害 者 | 一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの |
| 肢 体 不 自 由 者 | 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病 弱 者 | 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

Q 2 特別支援学級や通級による指導の教育の対象となるのは、どのような障がいの程度の場合ですか。

障がいのある児童生徒を小・中学校の特別支援学級及び通級による指導において教育する場合のその教育の対象となる障がいの程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）に示されています。

1 特別支援学級の対象者

| 区 分 | 障 害 の 程 度 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知的障害者 | 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも |
| 自閉症・情緒障害者 | 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも (注)学校教育法施行令22条の3の表「知的障害者」の項に達しない程度の知的障がいを併せ有する場合は、障がいの状態に応じて、知的障がい者を対象とする特別支援学級における教育について検討することが必要である。 |

2 通級による指導の対象者

| 区 分 | 障 害 の 程 度 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 言語障害者 | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 自閉症者 | 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 情緒障害者 | 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 弱視者 | 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの |

| | |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>難聴者</p> | <p>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p> |
| <p>学習障害者</p> | <p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> |
| <p>注意欠陥多動性障害者</p> | <p>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> |
| <p>肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者</p> | <p>肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> |

Q 3 県内の特別支援学校の概要について教えてください。

県内の13校の特別支援学校（うち分校2校）の概要は次のとおりです。

特別支援学校の概要

（平成26年5月現在）

| 障がい種別 | 学 校 名 | | 設 置 学 部 | | | | | 寄 宿 舎 | 関係施設等 | ス ク ー ル バ ス |
|-------------------------------------|----------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|----------------------------|
| | | | 幼 稚 部 | 小 学 部 | 中 学 部 | 高 等 部 | 専 攻 科 | | | |
| 視覚障がい | 明星視覚支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 聴覚障がい | 都城さくら聴覚支援学校 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 知的障がい | みなみのかぜ支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | | ひまわり学園 | ○ |
| 聴覚障がい 及び 知的障がい 及び 肢体不自由 | 延岡しろや ま支援学校 | 聴覚障がい教育部門 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ひかり学園 | ○ |
| | | 知的障がい教育部門 | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 肢体不自由教育部門 | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 知的障がい 及び 肢体不自由 | みやざき中央支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | 日南くろしお支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | | つよし学園 | ○ |
| | 都城きりしま支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | | 高千穂学園 | ○ |
| | 都城きりしま支援学校小林校 | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| | 日向ひまわり支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | | あかつき学園 | |
| | 児湯るびなす支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | 延岡しろやま支援学校高千穂校 | | | | | ○ | | | | |
| 肢体不自由 | 清武せいりゅう支援学校 | | | ○ | ○ | ○ | | | こども療育センター | ○ |
| 病 弱 | 赤江まつばら支援学校 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 宮崎東病院 | |

Q 4 県内の特別支援学校の連絡先について教えてください。

県内の特別支援学校の連絡先及び所在地は下記のとおりです。学校見学や小・中学校と特別支援学校間の転学等に関する問い合わせは、下記までお願いします。

また、県内すべての特別支援学校には、相談窓口があります。保護者をはじめ、幼稚園や保育所、小・中・高等学校等からの相談も受け付けています。

特別支援学校の所在地等

| No. | 学 校 名 | 電話番号 | 郵便番号 | 所 在 地 | |
|-----|-------------------------|--------------|--------------|-----------------------|-------------|
| 1 | 明星視覚支援学校 | 0985-39-1021 | 880-0121 | 宮崎市大字島之内1390 | |
| 2 | 都城さくら聴覚支援学校 | 0986-22-0685 | 885-0094 | 都城市都原町7430 | |
| 3 | みやざき中央支援学校 | 0985-39-1633 | 880-0121 | 宮崎市大字島之内2100 | |
| 4 | 赤江まつばら支援学校 | 0985-56-0655 | 880-0911 | 宮崎市大字田吉4977-371 | |
| 5 | みなみのかぜ支援学校 | 0985-85-7851 | 889-1601 | 宮崎市清武町木原4257-6 | |
| 6 | 日南くろしお支援学校 | 0987-23-9212 | 887-0034 | 日南市大字風田4030 | |
| 7 | 都城きりしま支援学校 | 0986-25-1878 | 885-0092 | 都城市南横市町7097-2 | |
| 8 | 都城きりしま 支援学校 小林校 | (小学部) | 0984-23-5177 | 886-0001 | 小林市東方3216 |
| | | (中学部) | 0984-23-8887 | 886-0001 | 小林市東方3094-2 |
| | | (高等部) | 0984-24-5508 | 886-0007 | 小林市真方124 |
| 9 | 日向ひまわり支援学校 | 0982-54-9610 | 883-0033 | 日向市大字塩見12161 | |
| 10 | 児湯るびなす支援学校 | 0983-33-4207 | 889-1401 | 児湯郡新富町大字日置1297 | |
| 11 | 清武せいりゅう支援学校 | 0985-85-6641 | 889-1601 | 宮崎市清武町木原4257-9 | |
| 12 | 延岡しろやま支援学校 | 0982-29-3715 | 882-0802 | 延岡市野地町3丁目3477-2 | |
| 13 | 延岡しろやま支援学校 高千穂校(高等部) | 0982-73-1077 | 882-1101 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234 | |

Q 5 特別支援学校へ入学する場合の手続や必要な添付書類等について教えてください。

特別支援学校へ入学する場合については、未就学児が4月から入学する場合、小学校を卒業し特別支援学校中学部へ入学する場合があります。

(※ 高等部への入学については、Q 9を参照)

1 未就学児の特別支援学校への入学について

就学予定者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。）（以下、視覚障がい者等という。）で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を総合的に検討した結果により、特別支援学校に就学させることが適当であると認められた未就学児については、入学の3か月前（12月31日）までに、様式1により、県教育委員会に特別支援学校への就学についての通知を行わなければなりません。その際、本人・保護者の意見については可能な限り尊重することが必要です。詳しい手続の流れについては、手続要領の「1 満6歳になった者が、特別支援学校入学するときの手続き」を御覧ください。

2 小学校を卒業し特別支援学校中学部への入学について

小学校に在籍している学齢児童（6年）のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当し、市町村の教育委員会が障がいの状態等を総合的に検討した結果により、翌学年から特別支援学校に就学させることが適当であると認められた児童については、上記1「未就学児の特別支援学校への入学について」に準じた手続となります。詳しい手続の流れについては、手続要領の「2 小学校から特別支援学校中学部への就学手続き」を御覧ください。

3 添付書類について

特別支援学校への就学の通知には、資料として次のような添付書類が必要です。

(1) 障がいの状態を示す資料等

- ① 療育手帳又は身体障害者手帳の写し
- ② 校内就学指導委員会等の資料など校内での就学についての判断資料
- ③ 市町村就学指導委員会等の判断資料又は個人調書（様式6）

(2) 学齢簿の謄本（原本と相違ないことを証明したもの）

(3) 診断書（入学の理由が病気による場合）

- ※ 保護者の同意書や確約書を求めることは行わないこと。
児童相談所による指導方針書の写しは提出しないこと。

なお、(1)については、入学の理由が病気のみによる場合は必要ありません。

Q 6 小・中学校等から特別支援学校へ転学する場合の手続きや配慮事項について教えてください。

小・中学校等に在籍する学齢児童生徒が、特別支援学校へ転学する場合については、新たに視覚障がい者等となった場合と、視覚障がい者等で障がいの状態等の変化により転学する場合とがあります。

1 新たに視覚障がい者等となり特別支援学校への就学が適当であると認められた者

小・中学校等に在籍する学齢児童生徒で、新たに視覚障がい者等となった者については、小学校長又は中学校長が、様式10により、速やかに市町村の教育委員会にその旨を通知しなければなりません。

学校から通知を受けた市町村教育委員会は、障がいの状態等を総合的に判断して、特別支援学校への就学が適当であるとした場合は、その児童生徒の学齢簿の謄本と障がいの状態を示す資料等を添付して様式11により県教育委員会に通知します。

2 視覚障がい者等で障がいの状態等の変化により特別支援学校への就学が適当であると認められた者

小・中学校に在籍している学齢児童生徒のうち、視覚障がい者等で、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する者が、障がいの状態に大きな変化がなくとも、学年の進行による教育課程の高度化・複雑化に伴い、教育上必要な支援の内容に変化が生じたことにより、小・中学校に就学させることが適当でなくなったと当該小・中学校の校長が思料する場合には、様式13により、速やかに市町村の教育委員会にその旨を通知しなければなりません。

学校から通知を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか、引き続き現在の小・中学校に就学させるか、新たな別の小・中学校へ転学させるかの判断を行う必要があります。障がいの状態等を総合的に判断して、特別支援学校への就学が適当であるとした場合は、その児童生徒の学齢簿の謄本と障がいの状態を示す資料等を添付して、様式14により、県教育委員会に通知します。

転学にあたっては、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考にしてください。

特に、年度途中の就学については、慎重に対応することが必要です。市町村教育委員会は保護者、学校等の意見を十分聴くとともに、県教育委員会にもお問い合わせください。

（注）児童福祉施設に入所し、特別支援学校等での教育を受けようとする場合は、まず、入所手続等について、お近くの「児童相談所」に相談してください。

3 添付書類について

特別支援学校への転学の通知に添付する資料は、Q5を参照してください。

Q 7 特別支援学校への入学、転学する場合の学校見学や教育相談について教えてください。

特別支援学校へ入学、転学する場合は、まず、希望する特別支援学校へ連絡を取り、学校見学等を行うよう保護者に勧めてください。学校見学は、特別な行事等がない限り、いつでも可能です。学校見学についての連絡は保護者からでも構いませんし、幼稚園・保育所等、小・中学校等及び市町村教育委員会からでも構いません。

また、県内すべての特別支援学校には教育相談の窓口があります。学校見学と併せて教育相談を受けることをお勧めします。

学校見学等の期日が決まったら、できる限り、本人と保護者で行くように勧めてください。特別支援学校は、本人の様子を知ることで、受入の準備を円滑に進めることができます。また、保護者や本人にとっても、特別支援学校の教育内容を正しく知る機会となり、新しい環境に慣れる第一歩となります。

Q 8 転学日の設定について教えてください。

小・中学校に在籍する学齢児童生徒が、特別支援学校へ転学する場合には、小・中学校の転出する日付と特別支援学校へ転入する日付について、当該市町村教育委員会と特別支援学校間で事前の調整が必要です。

したがって、特別支援学校への転学が分かった時点で、当該市町村教育委員会は、特別支援学校へその旨を連絡し、受入の確認をした後に転学の期日を決定します。

病院等の医療機関への入退院に伴って学校の転学の日付を決める場合は、診断書の入退院の日付をもとに当該市町村教育委員会と特別支援学校間で協議し、転学の期日を決定します。

県内の学校間の転学の場合は、原則として、転出日と転入日の間を空けないことに留意する必要があります。これは、当該児童生徒の学籍の空白をさけるためです。県外の学校間の転学の場合は、市町村の転入手続や移動日等を考慮して、適切に転学の日付を設定することになります。

転学予定日が休日あるいは祝祭日にかかる場合でも、原則として問題はありません。

(休日をはさんだ転学の事例)

8月29日（金）……A校を去った日（最後に登校した日）

30日（土）

31日（日）……A校の最終在籍日（**転出日**）

9月1日（月）……B特別支援学校の受入日（**転入日**）

※指導要録の（ ）内に記入

※指導要録の下段に記入

※受入日（転入日）が基本となって、転出日が決定されます。

(指導要録の記入例)

| | | |
|--------|---------------|-----------------------|
| 転学・退学等 | (平成26年 8月29日) | ← A校を去った日を記入 |
| | 平成26年 8月31日 | ← B特別支援学校へ転入した日の前日を記入 |

Q 9 特別支援学校の高等部への入学手続について、教えてください。

特別支援学校高等部への入学については、県立高等学校への入学と同様に、入学願書を提出し、入学選考等を受けることとなります。

中学校から特別支援学校高等部への入学を希望する場合は、まず希望する学校に連絡をし、その旨を伝えることが必要です。

次に、入学に関する事前の教育相談と学校見学を兼ねて、直接学校を訪問していただくこととなります。これらは、入学手続以前に行われることが必要ですので、早めの対応を心がけてください。

入学願書の受付、入学選考日、合格発表日については、入学を希望する学校にお問い合わせください。

なお、特別支援学校高等部と県立高等学校との併願はできませんので、中学校においては、本人の将来を見据えた慎重な進路指導を早期から計画的に行うことが必要です。

なお、県外の特別支援学校高等部への入学を希望する場合は、当該県教育委員会の様式等が必要となりますので、必ず期限を確認の上、県教育委員会特別支援教育室へ御連絡下さい。

Q 10 小・中学校等から県外の特別支援学校への就学手続について教えてください。

県外の特別支援学校への就学については、次の2通りの場合があります。

A 県外への転居（住民票の異動を伴う）の場合

B 手術・入院のため、県外の病院に入院する場合

① 併設の特別支援学校等の訪問教育を受ける場合

② 市町村立小・中学校の院内学級で教育を受ける場合

「A」の場合

転出先の市町村で就学に関する手続を行うこととなりますが、異動前に県外の特別支援学校への就学希望があることが分かった時点で、市町村教育委員会から県教育委員会特別支援教育室へ御連絡ください。転出先の都道府県教育委員会に事前に連絡をします。

なお、住民票の異動を伴う県外への転居の場合、通知等は必要ありません。

「Bの①」の場合

区域外就学の手続きが必要となります。（学校教育法施行令第17条の規定による）

市町村教育委員会は、県外の都道府県教育長に宛てた保護者の区域外就学の願い（様式24）に、学齢簿を添えて、県教育委員会に届けてください。（様式25）

詳しい手続の流れについては、手続要領の「9 特別支援学校に関する区域外就学の手続（3）、p26」を御覧ください。

「Bの②」の場合

本県の小・中学校等から他県の市町村立の特別支援学校及び小・中学校院内学級へ転学する場合は、市町村教育委員会間の手続となります。

Q 1 1 特別支援学校で教育を受けていた者が、障がいの状態が改善し、市町村の小・中学校で教育を受けるようになった場合、どのような手続が必要になりますか（視覚障がい者等でなくなった場合）。

赤江まつばら支援学校や清武せいりゅう支援学校の一部の児童生徒は、隣接する病院等に入院しながら、特別支援学校で教育を受けています。また、県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院等に入院している児童生徒は、赤江まつばら支援学校等の訪問教育を受けています。障がいの状態が改善した場合（視覚障がい者等でなくなった場合）、退院し、地域の小学校や中学校で教育を受けることになります。

退院等により特別支援学校から転出する場合、特別支援学校から県教育委員会へ診断書の写しを添付し、「特別支援学校からの転学通知」（様式15）を行います。転出が分かった時点で、特別支援学校は県教育委員会に事前に連絡をすることになっており、県教育委員会はそれを受けて、「特別支援学校からの転学通知」（様式16）を市町村教育委員会に行い、その通知をもとに、市町村教育委員会は、保護者に小・中学校への就学通知を行うとともに、小・中学校長に氏名及び入学期日等の通知を行うことになります。

退院に伴う転学の場合、診断書の日付をもとに特別支援学校と当該市町村教育委員会との間で調整し、転出・転入の日付を決定することになります。県内の場合は、転出入に伴う期日の空白は空けないことになっていますので、基本的な考えとして、退院の期日が転出日になり、その翌日が転入日になります。

詳しい手続の流れについては、手続要領の「6 特別支援学校から小・中学校等への転学手続」を御覧ください。

上記のような入退院以外に、特別支援学校に在学する児童生徒の障がいの状態が改善され、小・中学校へ転学する場合の手続も同様となります。ただし、この場合は診断書のかわりに、転学に至った経緯を示す資料（校内就学指導委員会の判断資料や心理検査等の資料）の添付が必要となります。

Q 1 2 特別支援学校で教育を受けていた者が、その障がいの状態等の変化により、市町村の小・中学校で教育を受けるようになった場合、どのような手続が必要になりますか。

特別支援学校に在籍する学齢児童生徒のうち、障がいの状態に変化がなくても、教育課程の履修状況に改善が見られたり、生活上の困難を自ら改善できるようになったり、これらに伴う教育上必要な支援の内容や環境、体制に変化が生じたことにより、特別支援学校に就学させることが適当でなくなったと当該特別支援学校の校長が思料する場合においては、当該市町村教育委員会と事前に相談の上、様式17により、県教育委員会にその旨を通知しなければなりません。

学校から通知を受けた県教育委員会は、様式18により、当該児童生徒の居住する市町村の教育委員会にその旨を通知します。

県教育委員会から通知を受けた市町村の教育委員会は、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、小・中学校等へ転学させるか、引き続き現在の特別支援学校に就学させるかの判断を行う必要があります。小・中学校等への転学が適当であると市町村教育委員会が判断した場合、保護者に小・中学校等への就学通知を行うとともに、小・中学校長に氏名及び入学期日等の通知を行うこととなります。

引き続き現在の特別支援学校に就学することが適当であると市町村教育委員会が判断した場合、様式19により、県教育委員会にその旨を通知する必要があります。

市町村の教育委員会から通知を受けた県教育委員会は、様式20により、当該児童生徒の在籍する特別支援学校にその旨を通知します。

Q 13 宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中に教育が受けられますか。

基本的には、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、又は、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものが特別支援学校の対象になります。

宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中の学齢児童生徒の教育は、赤江まつばら支援学校の訪問教育の対象となります。ここでは、小・中学校の児童生徒を対象に、週3回2時間の教科の授業を行っています。手続は、「特別支援学校への転学該当者の通知」と同様となります。

短期の入院や治療等を優先するもの等場合によっては、医師や病院の判断で特別支援学校に就学しないことも考えられますので、特別支援学校にお問い合わせください。

(参考)

独立行政法人国立病院機構宮崎病院や愛泉会日南病院に入院している児童生徒については、児湯るびなす支援学校、日南くろしお支援学校の教員を病院に派遣して訪問教育を実施しています。上記以外の病院に入院中の児童生徒については、県教育委員会特別支援教育室へご相談ください。

Q 14 特別支援学校に在籍する者の氏名や住所等に変更が生じた場合は、どうすればよいですか。

学校教育法施行令第13条（学齢簿の加除訂正の通知）に、特別支援学校に在籍する者の学齢簿の加除訂正をしたときは、市町村の教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならないことが示されています。

特別支援学校においては、加除訂正のあった学齢簿を基に、指導要録の記載事項の訂正を行うこととなります。

したがって、学齢簿の記載事項に加除訂正があった場合、様式40及び様式41で通知を行います。

Q 15 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した場合の手続について、教えてください。

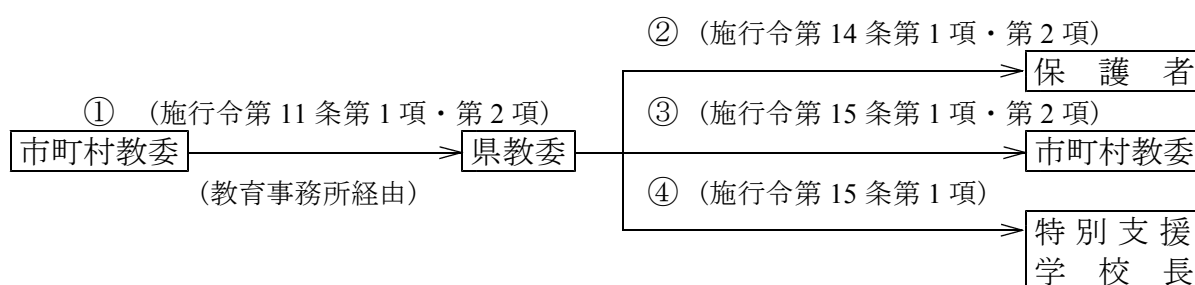
学校教育法施行令第22条（全課程修了者の通知）に、特別支援学校の学齢児童生徒のうち、特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者がいるときは、特別支援学校の校長は、その者の氏名を、様式42により当該児童生徒の居住する市町村の教育委員会に通知しなければならないことが示されています。

Ⅲ 手続要領

(注) 手続要領中、次の語句は、略して書いたものである。
施行令 …… 学校教育法施行令
視覚障がい者等 …… 視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者で、
学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度の者
認定特別支援学校就学者 …… 視覚障がい者等で、市町村教育委員会が特別支援学校に就学させる
ことが適当であると認める者

1 満6歳になった者が、特別支援学校に入学するときの手続

(視覚障がい者等で、認定特別支援学校就学者である者)



① 市町村教育委員会は、新入学者のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し12月31日までに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。

なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。(様式1)
(様式6)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、その児童の保護者に対し、1月31日までに、就学させるべき学校名とその入学期日を通知する。(様式3)

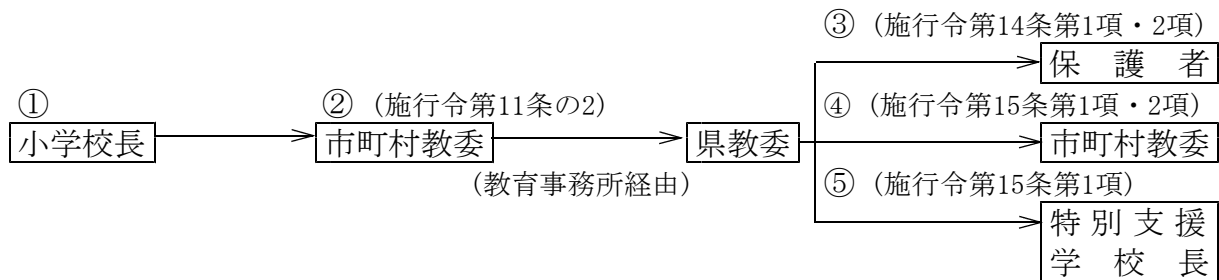
③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童の住所の存する市町村教育委員会に対し、就学する児童の氏名、入学する学校名及び入学期日を通知する。(様式4)

④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させるべき特別支援学校の校長に対し、就学する児童の氏名と入学期日を通知する。(様式5)

※ 市町村教育委員会は、学齢簿作成後、住所変更により新たに学齢簿に記載された満6歳児のうち、視覚障がい者等で認定特別支援学校就学者とである者について、施行令第11条の3第1項により県教育委員会に対し、速やかにその氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する(様式2)。

2 小学校から特別支援学校中学部への就学手続

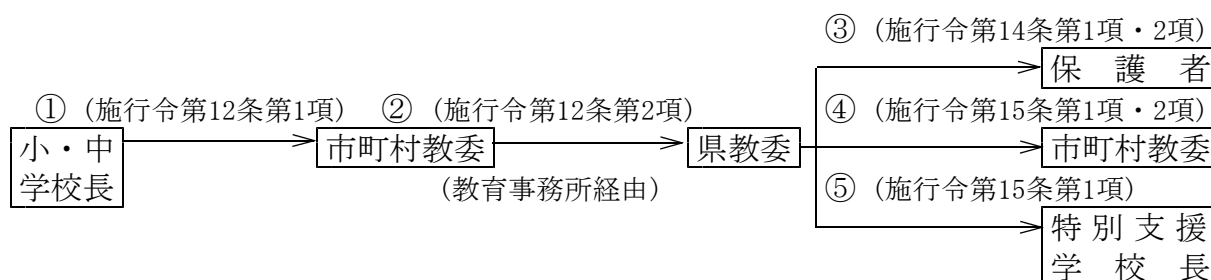
(小学校を卒業する視覚障がい者等で、特別支援学校中学部に入学する者)



- ① 小学校に在学する視覚障がい者等で、小学校卒業後、特別支援学校中学部へ入学する児童がいるときは、その小学校の校長は、速やかに、その児童の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 7)
- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し12月31日までに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。
なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。 (様式 8)
(様式 6)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童について、1月31日までに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。 (様式 3)
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童について、その児童の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。 (様式 4)
- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童について、その者が入学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。 (様式 9)

3 小・中学校等から特別支援学校への転学手続

(新たに視覚障がい者等となり、認定特別支援学校就学者である者)



- ① 小・中学校に在学する児童生徒で、視覚障がい者等になった者があるときは、その小・中学校等の校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。

(様式 10)

- ② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。

なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料を添付する。入院による転学の場合は、特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。

(様式 11)

(様式 6)

- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。

(様式 3)

- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

(様式 4)

- ⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が入学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。

(様式 12)

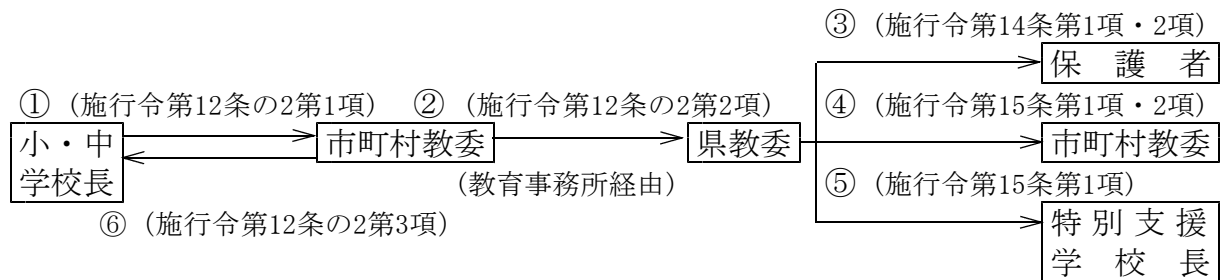
(注)

(1) 病院等医療機関への入退院に伴って学校の転出入を決めるときは、診断書の期日をもとに関係する市町村教育委員会と特別支援学校との間で協議し、転出入の期日を決定する。転出入の予定がある場合は、特別支援学校側が県教育委員会に事前に報告する。

(2) 県内の場合は転出入に伴う期日の空白は設けない。

4 小・中学校等から特別支援学校への転学手続

(障がいの状態等の変化による転学)



① 小・中学校等に在学する視覚障がい者等である児童生徒のうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化（以下「障がいの状態等の変化」という。）により、小・中学校等での就学が適当でなくなった者があるときは、その小・中学校等の校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。

(様式 13)

② ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、その氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。

なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態等の変化を示す資料を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。

(様式 14)

(様式 6)

③ ②の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。

(様式 3)

④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

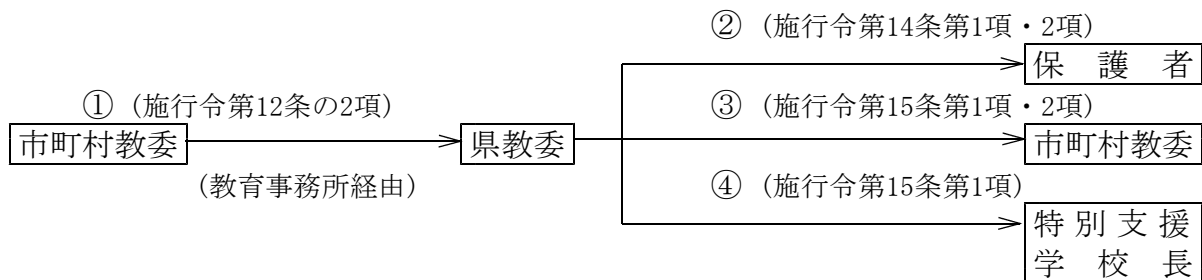
(様式 4)

⑤ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が入学する特別支援学校の校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。

(様式 12)

(注) ①の通知を受けた市町村教育委員会は、その児童生徒について、現に在学する小・中学校等に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同校の校長に対し、その旨通知する。

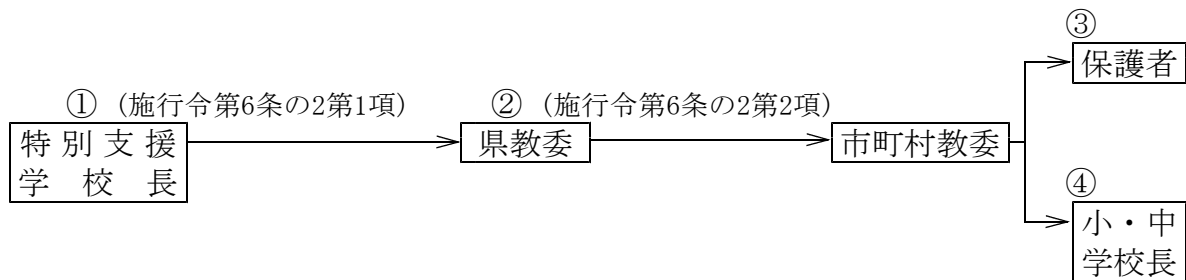
5 就学義務の猶予又は免除の取り消しの申し出があった学齢児童生徒で特別支援学校就学が適当である者の就学手続



- ① 市町村教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を取り消された学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者について県教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校に就学させるべき旨を通知をする。
 なお、その者の学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。特別支援学校と関連する病院等がある場合は、診断書も添付する。 (様式 11)
 (様式 6)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名とその入学期日を通知する。 (様式 3)
- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。 (様式 4)
- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、通知を受けた学齢児童生徒について、速やかに、その者が入学する特別支援学校の校長に対し、入学する者の氏名と入学期日を通知する。 (様式 12)

6 特別支援学校から小・中学校等への転学手続

(視覚障がい者等でなくなった者)



① 特別支援学校長は、在学する児童生徒で、視覚障がい者等でなくなった者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。

(様式 15)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と視覚障がい者等でなくなった旨の通知をする。

(様式 16)

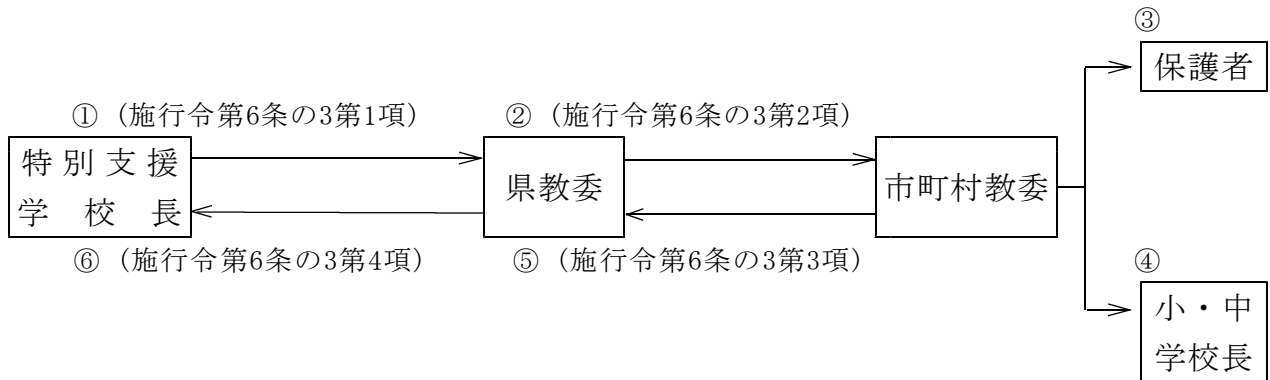
③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。

(注) 特別支援学校に在学する児童生徒が、県外への転居に伴い、県外の小・中学校に転校した場合は、①の手続きのみを行い、②は行わない。(県外への転居により学齢簿が抹消されるため)

7 特別支援学校から小・中学校への転学手続

(障がいの状態等の変化による転学)



① 特別支援学校長は、在学する児童生徒でその障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化（以下「障がいの状態等の変化」という。）により、小・中学校へ就学することが適当である者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。

(様式 17)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と学校から通知があった旨の通知をする。

(様式 18)

③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、小・中学校への就学が適当と判断した場合、当該特別支援学校長と転学日について協議し、速やかに、その保護者に対し、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、③の判断をした場合③の通知と同時に、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名と入学期日を通知する。

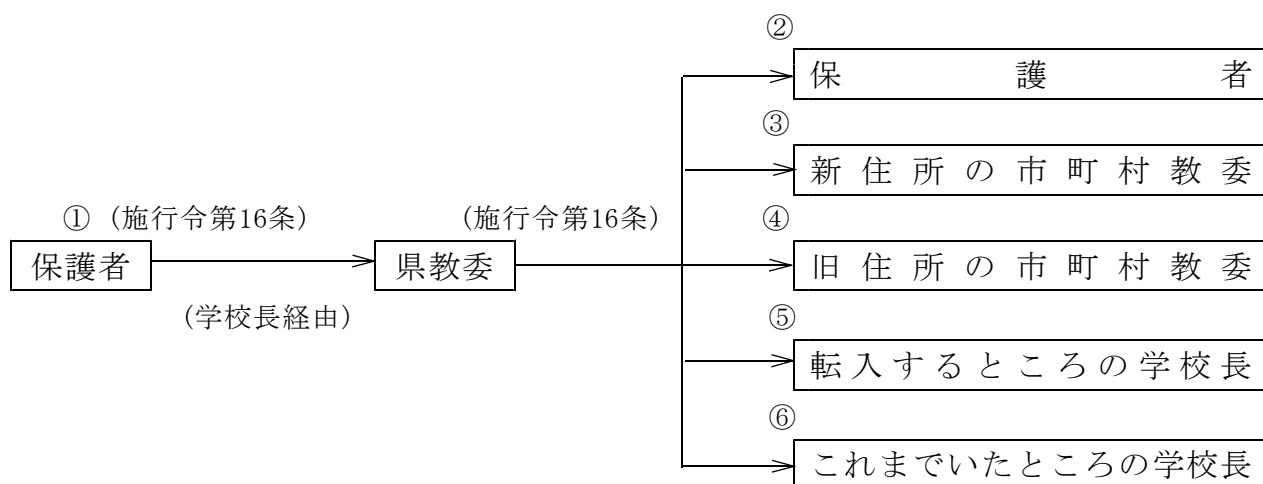
⑤ ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒について、特別支援学校に引き続き就学させることが適当と判断した場合、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(様式 19)

⑥ ⑤の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その者が在学する特別支援学校の校長に対し、その旨を通知する。

(様式 20)

8 特別支援学校間を転校するときの手続



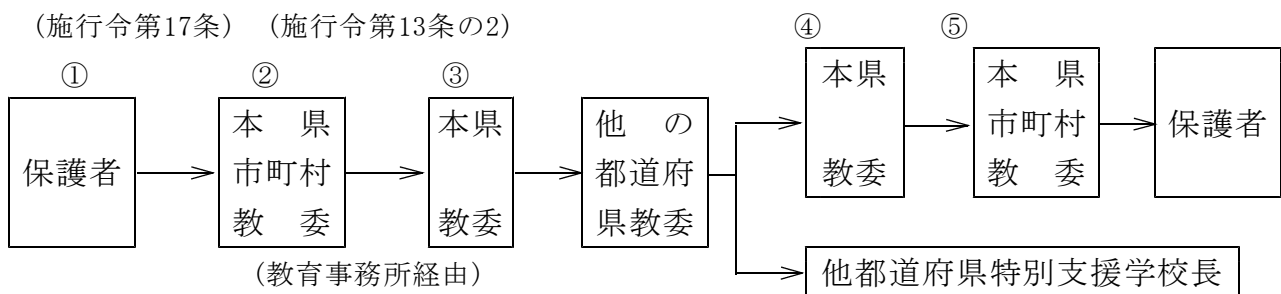
- ① 保護者は、その子どもに転校の必要が生じたときは、その子どもの在学する学校長を経由して、県教育委員会に、学校指定の変更を申し立てる。 (様式 21)
- ② ①の申立を受けた県教育委員会は、その学校指定変更の申立を相当と認めるときは、それまで指定していた学校を変更し、速やかに、その保護者に対し、学校指定の変更を通知する。 (様式 22)
- ③ 県教育委員会は、②の通知と同時に、児童生徒が新たに住所を構えた市町村教育委員会に対し、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。 (様式 23)
- ④ 県教育委員会は、②の通知と同時に、市町村を越えて転居した場合には、その児童生徒の旧住所の市町村教育委員会に対し、その氏名、新たに就学する学校名及び入学期日を通知する。 (様式 23)
- ⑤ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童生徒が新たに就学すべき学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。 (様式 23)
- ⑥ 県教育委員会は、②の通知と同時に、その児童生徒が就学していた学校長に対し、その氏名、新たに就学する学校名及び入学期日を通知する。 (様式 23)

(注)

- (1) 保護者は、満6歳の子どもの特別支援学校等への就学通知を受けた後、入学する期日までに学校指定に変更の事由が生じたときは、県教育委員会に対し、その旨を申し立てる。 (様式 21)
- (2) 障がい種の違う学校間の移動に関しては、事前に県教育委員会と協議すること。

9 特別支援学校に関する区域外就学の手続

(1) 本県に住所のある小・中学校等の児童生徒を、他都道府県立の特別支援学校に就学させようとする時の手続

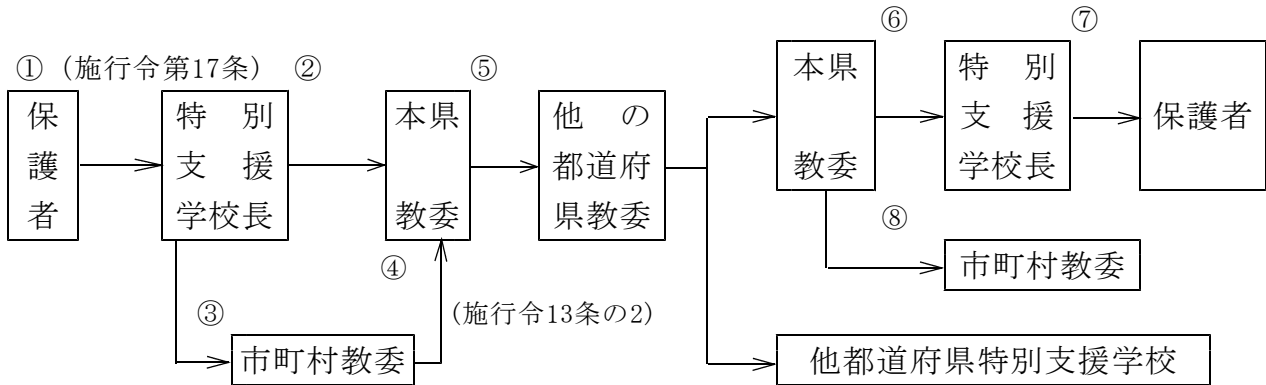


- ① 本県に住所のある児童生徒を他の都道府県の特別支援学校に就学させようとする保護者は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に診断書等の障がいの状態を示す資料を添付し「区域外就学承諾願」を申請する。 (様式 24)
- ② ①の願を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に区域外就学承諾願を通知する。なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。 (様式 25)
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、その児童生徒が就学を希望する特別支援学校を設置する他都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 27)
- ④ 他都道府県教育委員会から区域外就学の承諾の通知を受けた県教育委員会は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。 (様式 28)
- ⑤ ④の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

(注)

- (1) 他都道府県教育委員会から直接市町村の教育委員会に区域外就学承諾の通知があったときは、市町村教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
- (2) 他都道府県の市町村立の特別支援学校及び小・中学校院内学級等への区域外就学については、本手続きによらず、当該市町村教育委員会間で連絡・調整を行う。

(2) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、他都道府県の特別支援学校に就学させようとするときの手続



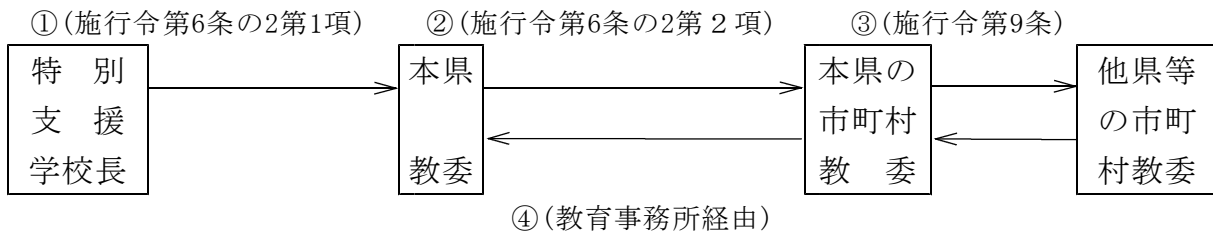
- ① 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を他の都道府県の特別支援学校に就学させようとするとき、保護者は特別支援学校長に診断書等の障がいの種類や状態を示す資料を添付し、「区域外就学承諾願」を申請する。(様式 24)
- ② ①の願を受けた特別支援学校長は、県教育委員会に区域外就学承諾願を通知する。なお、障がいの種類や状態を示す資料を添付する。(様式 26)
- ③ ①の願を受けた特別支援学校長は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に願の写しを通知する。(様式 29)
- ④ ③の通知を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会に当該児童生徒の学齢簿の謄本を送付する。(様式 30)
- ⑤ ②の通知を受けた県教育委員会は、その児童生徒が就学を希望する特別支援学校を設置する他都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式 27)
- ⑥ 他都道府県教育委員会から区域外の就学承諾の通知を受けた県教育委員会は、特別支援学校長に対し、その旨を通知する。(様式 28)
- ⑦ ⑥の通知を受けた特別支援学校長は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学承諾の通知を送付する。
- ⑧ 県教育委員会は、⑥の通知と同時に児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式 28)

(注)

- (1) 他都道府県の市町村教育委員会から、直接特別支援学校あるいは市町村の教育委員会に区域外就学の承諾の通知があったときは、県教育委員会に対しその旨を通知する。
- (2) 東京都や大阪府、静岡県等の一部の都道府県立特別支援学校への区域外就学は、保護者が病院内教室等を通じて直接申請する方法をとっているため、事前に宮崎県教育委員会へ確認すること。

(3) 本県に住所のある特別支援学校の児童生徒を、県外の市町村立特別支援学校及び院内教室（小・中学校）に就学させようとするときの手続

(特別支援学校に在学する児童生徒が、県外の院内教室等へ転学する場合)



① 特別支援学校長は、在学する児童生徒で、転院等により県外の院内教室等へ転学する者があるときは、速やかに、県教育委員会にそのことを通知する。

(様式 15)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、その氏名と転学先となる学校名等を通知する。

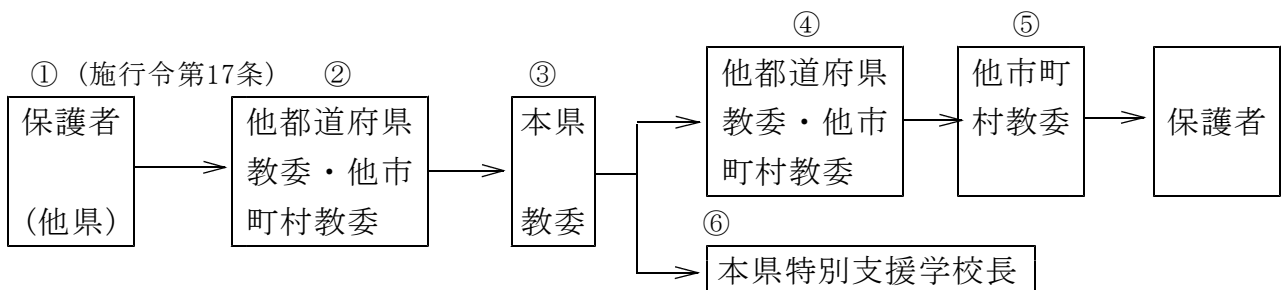
(様式 16)

③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、他都道府県の市町村教育委員会と協議する。

④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、他都道府県の市町村教育委員会と取り交わした「区域外就学」に関する書類の写しを速やかに県教育委員会に提出する。

(注) 特別支援学校に在学する児童生徒が、県外への転居に伴い、県外の小・中学校に転校した場合は、①の手続きのみを行い、②以後は行わない。(県外への転居により学齢簿が抹消されるため)

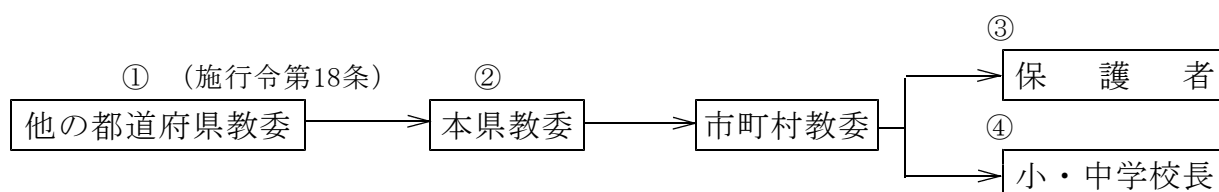
(4) 他都道府県に住所のある児童生徒を、本県の特別支援学校に就学させようとする時の手続



- ① 住所が他都道府県にある児童生徒の保護者は、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に「区域外就学承諾願」を申請する。
- ② ①の願を受けた他都道府県教育委員会・他市町村教育委員会は、県教育委員会に「区域外就学承諾願」を通知する。
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。
- ③ ②の通知を受けた県教育委員会は、その児童生徒の住所のある都道府県教育委員会に対し、その氏名、学校名及び・入学期日を通知する。 (様式 31)
- ④ 県教育委員会は、③と同時にその児童生徒の住所のある他市町村教育委員会に対し、他県教育委員会を経由して、区域外就学を承諾する旨を通知する。 (様式 32)
- ⑤ 県教育委員会は、④の通知と同時に、その保護者に対し、速やかに、他県・市町村教育委員会を経由して、区域外就学を承諾する旨を通知する。 (様式 33)
- ⑥ 県教育委員会は、③と同時にその児童生徒が就学すべき本県の特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。 (様式 34)

10 区域外就学児童生徒の退学の手続

(1) 本県から他都道府県の特別支援学校に区域外就学をしている児童生徒が退学するときの手続



① 本県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている他都道府県の特別支援学校を退学するときは、他の都道府県の教育委員会から、その旨の通知を受ける。

② ①の通知を受けた本県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、区域外就学児童生徒の退学を通知する。

(様式 35)

③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒の保護者に対し、速やかに、就学させるべき学校名と入学期日を通知する。

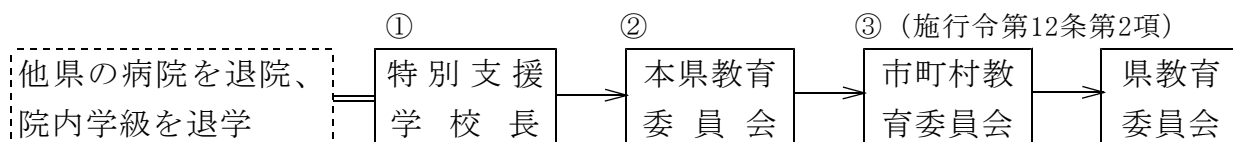
④ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒を就学させる小・中学校長に対し、速やかに、その氏名、学校名及び入学期日を通知する。

(注)

(1) ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、特別支援学校への転学手続を行う。

(2) 他都道府県から本県の市町村教育委員会に直接「区域外就学児童生徒の退学」の通知があったときは、市町村教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(2) 本県から他都道府県の小・中学校の病院内教室等に入院していた児童生徒が、退院にともない院内教室を退学し、県内の特別支援学校に転入するときの手続



① 本県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている県外の小・中学校の病院内教室等を退学し、特別支援学校に転入するときは、特別支援学校長は県教育委員会に対して前籍校の在学証明書及び診断書等を添付して、その旨を通知する。

(様式 36)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校への転入を通知する。

(様式 37)

③ ②の通知を受けた市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、特別支援学校への転学を通知する。なお、学齢簿を添付する。

(様式 11)

(注) ②の通知を受けた市町村教育委員会が、通知を受けた児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めない場合、小・中学校への転学手続を行う。

(3) 他都道府県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が
退学するときの手続

①（施行令第18条）

特別支援学校長

②

本県教委

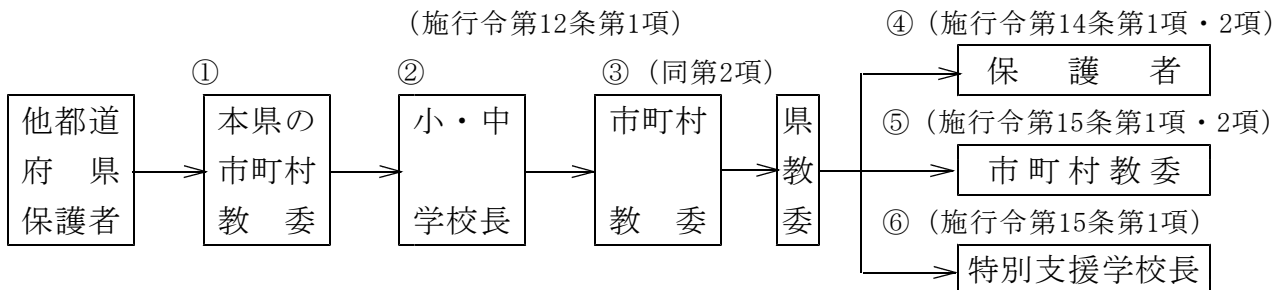
他都道府县市町村教委

① 他都道府県に住所のある児童生徒が、区域外就学をしている本県の特別支援学校を退学するときは、当該特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨の通知をする。
(様式 38)

② ①の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒の住所のある都道府県の市町村教育委員会に対し、速やかに、区域外就学児童生徒の退学を通知する。
(様式 39)

(注) 区域外就学児童生徒の退学通知には、学校からの退学通知の写しと診断書の写しを添付する。

11 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒の保護者が本県に住所を移動し転校するときの手続



① 他都道府県の特別支援学校に在学する児童生徒が、その保護者の住所移動にともない本県に転居してきたときは、新住所の市町村教育委員会は、児童生徒を該当の小・中学校に転入させ学齢簿を作成する。

② 転入した児童生徒で視覚障がい者等と判断されるときは、その小・中学校長は、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
(様式 10)

なお、保護者が本県の特別支援学校への転校を希望し、当該市町村教育委員会は児童生徒が認定特別支援学校就学者である場合は、この通知を省略することができる。

③ 市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と認めた場合、県教育委員会に対し、速やかに、児童生徒の氏名と特別支援学校に就学させるべき旨を通知する。

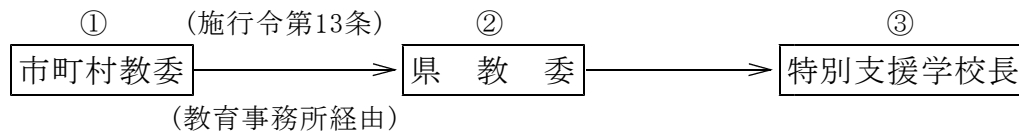
なお、学齢簿の謄本及び障がいの状態を示す資料等を添付する。(様式 11)

④ ③の通知を受けた県教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その保護者に対し、学校名と入学期日を通知する。(様式 3)

⑤ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒の住所のある市町村教育委員会に対し、その氏名と入学期日を通知する。(様式 4)

⑥ 県教育委員会は、④の通知と同時に、通知を受けた児童生徒について、速やかに、その児童生徒が入学する特別支援学校長に対し、その氏名と入学期日を通知する。(様式 12)

12 特別支援学校に就学する児童生徒の学齢簿の記載に変更又は訂正が生じた場合の手続き

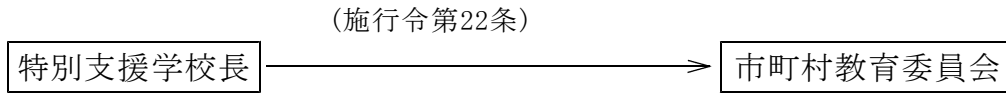


- ① 市町村教育委員会は、特別支援学校に就学する者又は、就学している者で、特別支援学校就学（転学）該当者の通知に添付した学齢簿の謄本に係る学齢簿の原本に加除訂正を行ったときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。
なお、加除訂正した学齢簿の謄本を添付する。 (様式 40)
- ② ①の通知を受けた県教育委員会は、特別支援学校長に対し、速やかに、その旨を通知する。 (様式 41)
- ③ ②の通知を受けた特別支援学校長は、通知に基づき関係書類の訂正を行う。

(注)

- (1) 転居等により異なる市町村間での異動があった場合は、新住所の市町村教育委員会が学齢簿の加除訂正を行い、その旨を通知する。
- (2) 小・中学校に在籍する児童生徒で、他都道府県に区域外就学をしている者の学齢簿の加除訂正があったときは、本手続きによらず、保護者が他都道府県の特別支援学校へ訂正事項を直接申し出ることとする。

13 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を終了した者の通知



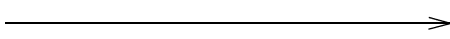
※ 特別支援学校長は、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所のある市町村教育委員会に速やかに通知する。

(様式 42)

14 出席が良好でない児童生徒についての通知

(施行令第20条)

特別支援学校長

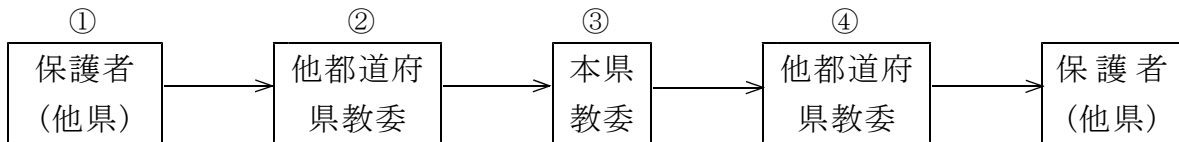


市町村教育委員会

※ 特別支援学校長は、その学校に在学する児童生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席しないで、その他の出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないときは、速やかに、その旨を児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知する。 (様式 43)

(注) 併せて、通知の写しを県教育委員会へ送付し、報告すること。

15 他都道府県に住所のある生徒を、本県の特別支援学校高等部に入学志願させようとするときの手続



- ① 住所が他都道府県にある生徒を、本県の特別支援学校高等部に入学志願させようとするときは、保護者はあらかじめ、その生徒の住所のある県教育委員会に対し、「本県の特別支援学校高等部への入学志願許可願」を申請する。

(様式 44)

- ② ①の願いを受けた他都道府県教育委員会は、本県教育委員会に対し、「県外からの特別支援学校高等部入学志願許可願」を通知する。

- ③ ②の依頼を受けた県教育委員会は、「志願の理由」について適当と認める場合は、その生徒の住所のある他都道府県教育委員会に対し、県外からの特別支援学校高等部入学志願を許可する旨を通知する。

(様式 45)

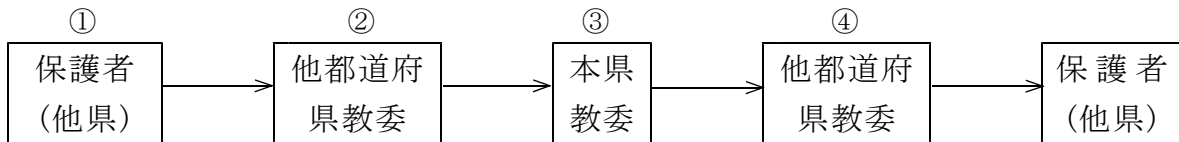
- ④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた生徒の保護者に対し、速やかに、本県の特別支援学校高等部への入学志願を許可する旨を通知する。

(様式 46)

(注) 他県からの入学志願者の受入の条件を下記のとおりとする。

- (1) 入学志願する高等部の定員に空きがあること。
- (2) 入学志願する高等部に、県内在住の者が入学を志願していること。

16 他都道府県に住所のある幼児を、本県の特別支援学校の幼稚部に入学志願させようとするときの手続



① 住所が他都道府県にある幼児を、本県の特別支援学校幼稚部に入学志願させようとするときは、保護者はあらかじめ、その幼児の住所のある県教育委員会に対し、本県の特別支援学校幼稚部への入学志願許可願いを申請する。

(様式 47)

② ①の願いを受けた他都道府県教育委員会は、本県教育委員会に対し、「県外からの特別支援学校幼稚部入学志願許可願」を通知する。

③ ②の依頼を受けた県教育委員会は、「志願の理由」について適当と認める場合は、その幼児の住所のある他都道府県教育委員会に対し、県外からの特別支援学校幼稚部入学志願を許可する旨を通知する。

(様式 48)

④ 県教育委員会は、③の通知と同時に、通知を受けた幼児の保護者に対し、速やかに、本県の特別支援学校幼稚部への入学志願を許可する旨を通知する。

(様式 49)

(注) 他県からの入学志願者の受入の条件を下記のとおりとする。

(1) 入学志願する幼稚部の定員に空きがあること。

(2) 入学志願する幼稚部に、県内在住の者が入学を志願していること。

(様式 1) 満6歳になった者が入学するときの市町村教育委員会用

号

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条第1項及び第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

平成 年度 入学児童名簿

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備 考 |
|-----|--------------|--------|-------------|--------|-------|--------------|-----------|-----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |

- (注)
- (1) 「年齢」の欄は、入学年度の4月1日現在で記入すること。
 - (2) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
 - (3) 「備考」の欄には、入学希望の学校名等も記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舎、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
 - (4) 学齢簿の謄本を添付すること。
 - (5) 当該児童の障がいの状態を示す資料等を添付すること（知的障がいの場合は療育手帳の写し、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由の場合は身体障害者手帳の写し、病気等による場合は診断書の写し及び市町村教育支援委員会等の判断資料又は個人調書（様式6））を添付すること。
 - (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 2) 満6歳になった者が入学するときの市町村教育委員会用

(住所変更により、新たに満6歳児の認定特別支援学校就学者があった場合)

号

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の3第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

平成 年度 入学児童名簿

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備 考 |
|-----|--------------|--------|-------------|--------|-------|--------------|-----------|-----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |

- (注)
- (1) 「年齢」の欄は、入学年度の4月1日現在で記入すること。
 - (2) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
 - (3) 「備考」の欄には、入学希望の学校名等も記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舎、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
 - (4) 学齢簿の謄本を添付すること。
 - (5) 当該児童の障がいの状態を示す資料等を添付すること（知的障がいの場合は療育手帳の写し、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由の場合は身体障害者手帳の写し、病気等による場合は診断書の写し及び市町村教育支援委員会等の判断資料又は個人調書（様式6））
 - (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 1 記載例) 満6歳になった者が入学するときの市町村教育委員会用

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条第1項及び第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

平成〇〇年度 入学児童名簿

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備 考 |
|-----|----------------|--------|--------------|--------|-------|--------------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 1 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 男 | 平成〇年 〇月〇日 | 6 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 知的 障がい | 都城きりしま支援学 校、通学 |
| 2 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 女 | 平成〇年 〇月〇日 | 6 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 知的 障がい | 児湯るびなす支援学 校、訪問 |
| 3 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 男 | 平成〇年 〇月〇日 | 6 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇団地〇棟〇〇号 | 肢体 不自由 | 清武せいりゅう支援 学校、こども療育セ ンター入所 |
| 4 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 女 | 平成〇年 〇月〇日 | 6 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 病弱 | 赤江まつばら支援学 校、訪問教育 |

(注) 現住所は、学齢簿の通り記載すること。

(様式 2 記載例) 住所変更により、新たに満6歳児の認定特別支援学校就学者があった場合

特別支援学校就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の3第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

平成〇〇年度 入学児童名簿

※以下の内容は上記表と同様

(様式 3) 保護者への入学期日等の通知

0290-
平成 年 月 日

(保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長 印

入 学 期 日 等 の 通 知

このことについて、下記のとおり決定しましたので、学校教育法施行令第14条第1項及び第2項の規定によりお知らせします。

記

| | |
|-----------------|--------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 入 学 す べ き 学 校 等 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 学 校 の 所 在 地 | 〒 |
| 入 学 期 日 | 平成 年 月 日 |
| 備 考 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 4) 市町村教育委員会への就学通知

0290-
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

特別支援学校への就学通知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項及び第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

平成 年度 入学児童生徒名簿

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 保護者氏名 | 障がいの別 | 就学すべき学校名 | 学部 学年 | 入 学 期 日 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|-------|-------|----------|----------|------------|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 5) 特別支援学校への就学通知

0290-
平成 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長 印

特 別 支 援 学 校 へ の 就 学 通 知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

平成 年度 入学児童生徒名簿

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 保護者氏名 | 〒 保護者の住所 | 学部 学年 | 入 学 期 日 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|-------|-------------|----------|------------|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 6) 特別支援学校へ就学・転学する児童生徒の個人調書

特別支援学校へ就学・転学する児童生徒の個人調書

(市町村) 教育委員会 平成 年 月 日 作成

| | | | | | |
|-------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------|
| ふりがな 児童生徒氏名 | | 男 女 | 生年月日 年 月 日 年 齢 | 平成 年 月 日 歳 | |
| 保護者氏名 | | | 続 柄 | | |
| 保護者住所 | | 〒 | | | |
| 児童 生徒 の 様 子 | 所 属 等 | 市・町・村 立 学校 第 学年 組 | | | |
| | | 1 通常の学級 2 通級による指導 (言語, 情緒, 難聴, LD・ADHD) 3 特別支援学級 (知, 自情) | | | |
| | 障 が い の 状 況 等 | 障がい名 | | 診 断 名 | |
| | | 検 査 名 | | 療育手帳 及び障が い者手帳 等 (写を 添付する こと) | 療育手帳 有・無・申請中 A・B1・B2 (年 月 日交付) |
| | | 検 査 の 結 果 | 年 月実施 検査者等() | | 身体障害者手帳 有・無 (第 種 級) (年 月 日交付) |
| 障がいの状態及 び教育的ニーズ | | | | | |
| 就学に関 する意見・ 判断 | 本人・保護者 の 意 見 | | | | |
| | 就学指導委員 会 等 の 意 見 | | | | |
| | 教育的ニーズ ・必要な支援 についての合 意形成の概要 | | | | |
| | 市町村教育 委員会 の 総 合 的 判 断 | | | | |

(注) 児童相談所による指導方針書、市町村教育支援委員会等の答申等を参考に正確に記入すること。なお、児童相談所による指導方針書の写しは提出しないこと。

特別支援学校へ就学・転学する児童生徒の個人調書

〇〇〇教育委員会 平成〇〇年〇月〇日 作成

| | | | | | |
|-------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------|----------------------------------------------|
| ふりがな 児童生徒氏名 | みやざき たろう 宮崎 太郎 | 男 女 | 生年月日 年 齢 | 平成 年 月 日 歳 | |
| 保護者氏名 | 宮崎 一郎 | 続 柄 | 父 | | |
| 保護者住所 | 〒 - 〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇〇〇番地〇 (学齢簿のとおり記載すること) | | | | |
| 児童 生徒 の 様 子 | 所 属 等 | 〇〇 (市)・町・村 立 〇〇 学校 第 〇 学年 〇 組 ※小学校未就学児の場合は保育所・幼稚園等の名称を記入すること | | | |
| | | 1 通常の学級 2 通級による指導 (言語, 情緒, 弱視, 難聴, LD・ADHD) 3 (特別支援学級) (知) 自情) | | | |
| | 障 がい の 状 況 等 | 障がい名 | 知的障がい | 診 断 名 | ダウン症候群 |
| | 検 査 名 | 田中ビネーV | | 療育手帳 及 び 障 がい 者 手 帳 等 (写を添付すること) | 療育手帳 (有)・無・申請中 A・(B1)・B2 (平成26年8月7日交付) |
| | 検 査 の 結 果 | 中度の知的発達の遅れ 特別な教育課程での学習が望まれる。平成26年5月実施 検査者等(中央児童相談所) | | 身体障害者手帳 有・無 (第 種 級) (年 月 日交付) | |
| | 障がいの状態及び教育的ニーズ | 友だちと積極的に関わり、一緒に活動することを好むが、教科学習面で困難な課題が多くなり自信をなくしている。授業への参加を拒む様子が見られてきた。 | | | |
| 就学に関する意見・判断 | 本人・保護者の意見 | これまでは、社会性の発達から通常の小学校での指導を望んでいたが、児童の特性に応じた指導を望むようになり、現在は知的障がい特別支援学校への就学を希望している。 | | | |
| | 就学指導委員会等の意見 | 知的障がい特別支援学校において指導を受けることが望ましい。 | | | |
| | 教育的ニーズ・必要な支援についての合意形成の概要 | 知的発達に中度の遅滞が見られ、特別な指導が必要であること、対人関係、社会性等については、少人数の中での丁寧な個別の指導により今後の発達が大きい期待できる。 | | | |
| | 市町村教育委員会の総合的判断 | 知的障がい特別支援学校への転学が適当であると判断した。 | | | |

(様式 7) 小学校から特別支援学校中学部へ就学するときの学校用

号

平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立小学校名

学校長名 印

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の 別 | 備 考 |
|-----|--------------|--------|-------------|--------|--------|-------|--------------|------------|-----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |

- (注) (1) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
- (2) 「備考」の欄には、入学希望の学校名、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
- (3) 当該児童の障がいの状態を示す資料等（療育手帳又は身体障害者手帳の写し、教育支援委員会等の判断資料又は個人調書（様式6））を添付すること。
- (4) 入院による転学の場合は、診断書の写しを添付すること。
- (5) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 8) 小学校から特別支援学校中学部へ就学するときの市町村教育委員会用

号

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の2の規定により、下記のとおり通知します。

なお、当該児童の学齢簿の謄本を添付します。

記

平成 年度 入学生徒名簿

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性別 | 生年 月 日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備考 |
|-----|--------------|----|-------------|--------|------------|--------|-------|--------------|-----------|----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | 立 学校 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

- (注) (1) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
- (2) 「備考」の欄には、入学希望の学校名、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舍、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
- (3) 学齢簿の謄本を添付すること。
- (4) 当該児童の障がいの状態を示す資料等（療育手帳又は身体障害者手帳の写し、教育支援委員会等の判断資料又は個人調書（様式6））を添付すること。
- (5) 入院による転学の場合は、診断書の写しを添付すること。
- (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 7 記載例) 小学校から特別支援学校中学部へ就学するときの小学校用

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生年 月日 | 年 齢 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備考 |
|-----|----------------|--------|--------------|--------|--------|-------|-------------------------|-----------|-----------------------|
| 1 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 女 | 平成〇年 〇月〇日 | 12 | 1 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 知的 障がい | みやざき中央 支援学校 中学部 |

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

(様式 8 記載例) 小学校から特別支援学校中学部へ就学するときの市町村教育委員会用

特別支援学校中学部への就学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第11条の2の規定により、下記のとおり通知します。

なお、当該児童の学齢簿の謄本を添付します。

記

平成 年度 入学生徒名簿

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生年 月日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備考 |
|-----|----------------|--------|--------------|--------|---------------|--------|-------|-----------------------------|-----------|---------------------------|
| 1 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 女 | 平成〇年 〇月〇日 | 12 | 〇〇市立 〇〇小学校 | 1 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 〇〇番地 | 知的 障がい | みやざき 中央支援 学校中学 部 |

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

(様式 9) 特別支援学校中学部への就学通知

0290-
平成 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長 印

特別支援学校中学部への就学通知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の住所 | 学部 学年 | 入 学 期 日 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|------------|--------|-------|-------------|----------|------------|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | 立 学校 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 10) 小・中学校等で視覚障がい者等になった児童生徒があったときの学校用

号

平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立学校名

学 校 長 名 印

視覚障がい者等となった児童生徒の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の 別 | 備 考 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|--------|-------|--------------|------------|-----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |

- (注) (1) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
- (2) 「備考」の欄には、入学希望の学校名、入学期日等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舎、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
- (3) 当該児童生徒の障がいの状態を示す資料等（療育手帳又は身体障害者手帳の写し、校内委員会等の判断資料又は個人調書（様式6））を添付すること。
- (4) 入院による転学の場合は、診断書の写しを添付すること。
- (5) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

号

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学校への転学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付します。

記

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の 別 | 備 考 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|------------|--------|-------|--------------|------------|-----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | 立 学校 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

- (注) (1) 「障がいの別」の欄には、「視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱」の別を記入すること。
- (2) 「備考」の欄には、入学希望の学校名、入学期日等を記入し、入学後の配慮事項（訪問教育が望ましい等）や、通学形態（寄宿舎、施設入所、自宅から通学等）も記入すること。
- (3) 学齢簿の謄本を添付すること。
- (4) 当該児童生徒の障がいの状態を示す資料等（療育手帳又は身障者手帳の写し、市町村就学指導委員会等の判断資料又は個人調書（様式6））を添付すること。
- (5) 入院による転学の場合は、診断書の写しを添付すること。
- (6) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 10 記載例) 小・中学校等で視覚障がい者等になった児童生徒があった学校用

視覚障がい者等となった児童生徒の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生年 月日 | 年 齢 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備考 |
|-----|----------------|--------|--------------|--------|--------|-------|-------------------------|-----------|---------------------------------|
| 1 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 女 | 平成〇年 〇月〇日 | 12 | 1 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 | 知的 障がい | みやざき中央 支援学校 中学部 9月1日入学 |

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

(様式 11 記載例) 小・中学校等から特別支援学校へ転学するときの市町村教育委員会用

特別支援学校への転学該当者の通知

このことについて、学校教育法施行令第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付します。

記

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生年 月日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 障がい の別 | 備考 |
|-----|----------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|-------|-----------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 | 女 | 平成〇年 〇月〇日 | 12 | 〇〇市立 〇中学校 | 1 | 〇〇 〇〇 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町 〇〇番地 | 知的 障がい | みやざき 中央支援 学校中学 部、9月 1日入学 |

(注) 現住所は、学齢簿のとおり記載すること。

(様式 12) 特別支援学校への転学通知

0290-
平成 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長 印

特 別 支 援 学 校 へ の 転 学 通 知

このことについて、学校教育法施行令第15条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の住所 | 学部 学年 | 入 学 期 日 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|------------|--------|-------|-------------|----------|------------|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | 立 学校 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

(様式 13) 小・中学校等から特別支援学校へ転学するときの学校用
(障がいの状態等の変化による転学)

号

平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立学校名

学 校 長 名 印

視覚障がい等がある児童生徒の障がいの状態等の変化による特別支援学校への
転学に係る通知

このことについて、学校教育法施行令第12条の2第1項の規定により、下記のとおり
通知します。

記

| | |
|-------------|-----------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 立 学 校 第 学 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 希 望 す る 学 校 | |
| 理 由 | |

- (注) (1) 転学の理由に応じて関係書類(診断書又は校内委員会等の判断資料等)を添付すること。
(2) 理由については、「障がいの状態の変化」「教育上必要な支援の内容の変化」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

(様式 14) 小・中学校等から特別支援学校へ転学するときの市町村教育委員会用
(障がいの状態等の変化による転学)

号
平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

視覚障がい等がある児童生徒の障がいの状態等の変化による特別支援学校への
転学に係る通知

このことについて、学校教育法施行令第12条の2第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | |
|--------|-----------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生年月日 | 平成 年 月 日 () 歳 |
| 在籍 | (市町村) 立 学校 第 学年 |
| 保護者氏名 | |
| 保護者の住所 | 〒 |
| 希望する学校 | |
| 理由 | |
| 転学予定日 | 平成 年 月 日 |

- (注) (1) 転学予定日は、在籍校を転出する日付を記入すること。
(2) 理由については、「障がいの状態の変化」「教育上必要な支援の内容の変化」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

(様式 15) 特別支援学校から小・中学校等への転学

(視覚障がい者等でなくなった者)

※ 転院等で他都道府県へ転出した場合も同じ

号

平成 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇支援学校

校長

印

転 出 通 知

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 宮 崎 県 立 学 校 学 部 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 理 由 | (例) 上記の者は、平成 年 月 日から本校に在学中であったが、別添資料(診断書等)のとおり症状軽快したため。 (前籍校 立 学校) |
| 転 学 予 定 日 | 平 成 年 月 日 |

(注) 転学の理由に応じて関係書類(診断書、校内委員会の判断資料等)を添付すること。

(様式 16) 市町村教育委員会に対する特別支援学校からの転学通知
(視覚障がい者等でなくなった者)

0290-
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

特別支援学校からの転学通知

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | |
|---------|----------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 保護者氏名 | |
| 保護者の住所 | 〒 |
| 理 由 | |
| 転学予定日 | 平成 年 月 日 |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 17) 特別支援学校から小・中学校等へ転学するときの学校用
(障がいの状態等の変化による転学)

| | |
|-------------------------------------------------------|-----------------|
| 号 平成 年 月 日 | |
| 教 育 長 殿 | |
| 〇〇〇〇支援学校 校長 印 | |
| 特別支援学校在籍児童生徒の障がいの状態等の変化による小・中 学校等への転学に係る通知 | |
| このことについて、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。 | |
| 記 | |
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 理 由 | |

- (注) (1) 転学の理由に応じて関係書類(診断書又は校内委員会等の判断資料等)を添付すること。
(2) 理由については、「障がいの状態の変化」「教育上必要な支援の内容の変化」「支援体制の整備状況の変化」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。
(3) 転院等により他都道府県へ転出する場合も同じ。

(様式 18) 市町村教育委員会に対する特別支援学校からの転学通知
(障がいの状態等の変化による転学)

0290-
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

特別支援学校在籍児童生徒の障がいの状態等の変化による小・中
学校等への転学に係る通知

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第2項の規定により、下記のとおり、当該特別支援学校より通知があったことを通知します。

記

| | |
|--------|---------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生年月日 | 平成 年 月 日 ()歳 |
| 在籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 保護者氏名 | |
| 保護者の住所 | 〒 |
| 理由 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 19) 市町村教育委員会から県教育委員会に行う特別支援学校への継続就学通知

号
平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学校への継続就学通知

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により、下記のとおり、当該特別支援学校に引き続き就学することが適当と認めますので、通知します。

記

| | |
|---------|----------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 保護者氏名 | |
| 保護者の住所 | 〒 |
| 理 由 | |

- (注) (1) 特別支援学校へ継続就学の理由に応じて関係書類（市町村教育委員会等の判断資料等）を添付すること。
- (2) 理由については、「障がいの状態」「教育上必要な支援の内容」「支援体制の整備状況」「その他の事情」等の観点を踏まえ、具体的な状況を記入すること。

(様式 20) 県教育委員会から特別支援学校に出す継続就学通知

0290-
平成 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長 印

特別支援学校への継続就学通知

このことについて、下記のとおり当該市町村教育委員会より、特別支援学校に引き続き就学することが適当と認める旨、通知がありましたので、学校教育法施行令第6条の3第4項の規定により通知します。

記

| | |
|-------------|-------------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 宮 崎 県 立 学 校 学 部 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 理 由 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 21) 特別支援学校間の転校を希望する保護者用

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
保護者氏名



学 校 指 定 変 更 願

下記の者の学校指定の変更についてお願いします。

記

| | |
|---------------|-----------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 () 歳 |
| 在 籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 希 望 す る 学 校 名 | |
| 転 校 後 の 住 所 | 〒 |
| 理 由 | |
| 転 学 予 定 日 | 平 成 年 月 日 |

- (注) (1) 学校長は必要に応じて関係書類（診断書、校内委員会での判断資料等）を添付すること。
(2) 転学予定日は、在籍校を転出する日付を記入すること。

(様式 22) 保護者への特別支援学校間の転校通知

0290-
平成 年 月 日

(保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長 印

学 校 指 定 変 更 通 知

平成 年 月 日付で申請のあった標記について、下記のとおりお知らせします。

記

| | | |
|-------------|-----------|--------------------------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) | |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 | |
| 指 定 校 の 変 更 | 新 | 学 校 名 (平成 年 月 日 から在籍) 所 在 地 |
| | 旧 | 学 校 名 (平成 年 月 日 まで在籍) |
| 入 学 期 日 | 平 成 年 月 日 | |
| 備 考 | | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 23) 市町村教育長及び特別支援学校長への特別支援学校間の転校通知

0290-
平成 年 月 日

新旧の市町村教育委員会教育長 殿
(新旧の〇〇〇〇支援学校長 殿)

宮崎県教育委員会教育長 印
(教 育 長 印)

学 校 指 定 変 更 通 知

就学すべき学校を下記のとおり変更しますので、学校教育法施行令第16条の規定によりお知らせします。

記

| | |
|-------------|-------------------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 学 部 ・ 学 年 | 学 部 年 |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | |
| 指 定 校 の 変 更 | 新 学 校 名 (平成 年 月 日 から在籍) |
| | 旧 学 校 名 (平成 年 月 日 まで在籍) |
| 入 学 期 日 | 平 成 年 月 日 |
| 備 考 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 24) 他都道府県特別支援学校への区域外就学を希望する保護者用

平成 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

保護者氏名

印

区 域 外 就 学 承 諾 願

下記の者を区域外就学させたいので、学校教育法施行令第17条の規定によりお届けしますので、承諾くださるようお願いいたします。

記

| | |
|---------------|--------------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 在 籍 | 立 学校 学部 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 希 望 す る 学 校 名 | (他 都 道 府 県) 立 学校 |
| 理 由 | |

- (注) (1) 区域外就学を必要とする関係資料(診断書等)を添付すること。
(2) 未就学児が区域外就学をする場合は、「在籍」欄に「未就学」と記入すること。

号
平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

区域外就学承諾願について（通知）

このことについて、保護者から申請がありましたので、別添のとおりお知らせします。
なお、当該児童生徒の学齢簿謄本を添付します。

号
平成 年 月 日

教 育 長 殿
(市町村教育委員会教育長)

〇〇〇〇特別支援学校
校長 印

区域外就学承諾願について（通知）

このことについて、保護者から申請がありましたので、別添のとおりお知らせします。
なお、当該児童生徒の障がいの状態を示す資料を添付します。

(様式 27) 他都道府県教育長への区域外就学承諾願

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

区 域 外 就 学 承 諾 願

下記の者の区域外就学を承諾くださるようお願いします。

記

| | |
|---------------|-----------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 在 籍 | 立 学校 学部 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 希 望 す る 学 校 名 | (他都道府県) 立 学 校 |
| 入 学 希 望 日 | 平 成 年 月 日 |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 28) 他都道府県からの区域外就学承諾通知

0290-
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿
(○○○○支援学校長 殿)

宮崎県教育委員会教育長 印
(教 育 長 印)

区域外就学承諾について (通知)

このことについて、別添 (写し) のとおり (他都道府県) 教育長から通知がありましたので、関係書類を送付します。

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 29) 特別支援学校長から市町村教育長への区域外就学承諾願通知

号
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

〇〇〇〇特別支援学校
校長 印

区域外就学承諾願について (通知)

このことについて、保護者から申請がありましたので、別添写しのとおりお知らせします。
なお、当該児童生徒の学齢簿謄本を県教育委員会へ送付くださいますようお願いいたします。

号
平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

区域外就学手続に係る関係書類の送付について

このことについて、当該特別支援学校から通知がありましたので、当該児童生徒の学齢簿謄本を添付します。

(様式 31) 他都道府県教育長への区域外就学承諾通知

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

区域外就学承諾通知

このことについて、下記のとおり承諾します。
つきましては、当該市町村教育委員会教育長及び保護者へ関係書類を送付くださるようお願いいたします。

記

| | |
|-------------|--------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 就学すべき学校 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 学 校 の 所 在 地 | 〒 |
| 入 学 期 日 | 平 成 年 月 日 |
| 備 考 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 32) 他都道府県市町村教育長への区域外就学承諾通知

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

区域外就学承諾通知

このことについて、下記のとおり承諾します。

記

| | |
|-------------|--------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 就学すべき学校等 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 学 校 の 所 在 地 | 〒 |
| 入 学 期 日 | 平 成 年 月 日 |
| 備 考 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 33) 他都道府県の保護者への区域外就学承諾通知

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県) 保護者 様

宮崎県教育委員会教育長 印

区 域 外 就 学 承 諾 通 知

平成 年 月 日付けで申請のありました区域外就学について、下記のとおり承諾します。

記

| | |
|---------------|--------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 入 学 す べ き 学 校 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 学 校 の 所 在 地 | 〒 |
| 入 学 期 日 | 平 成 年 月 日 |
| 備 考 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 34) 特別支援学校への区域外就学児童生徒の入学通知

0290-
平成 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長 印

区域外就学児童（生徒）の入学通知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ア 平成 年度 入学児童名簿

| No. | フリガナ 児童氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 保護者氏名 | 〒 保護者の現住所 | 学校 種別 | 備 考 |
|-----|--------------|--------|-------------|--------|-------|--------------|----------|-----|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | | | | |

イ 学齢児童生徒

| No. | フリガナ 児童生徒氏名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 年 齢 | 現在の 学校名 | 学 年 | 保護者氏名 | 〒 保護者の住所 | 学部 学年 | 入 学期 日 |
|-----|----------------|--------|-------------|--------|--------------------|--------|-------|-------------|----------|--------------|
| 1 | | | 平成 年 月 日 | | (他都道 府県)立 学校 | | | | | |

(文書取扱 特別支援教育室)

- (注) (1) 新年度に入学する満6歳児の場合は「ア」、学齢児童生徒の場合は「イ」の様式を使用すること。
(2) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

0290-
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

区域外就学児童（生徒）の退学通知

このことについて、別添写しのとおり（他都道府県）教育委員会から通知がありましたのでお知らせします。

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 36) 他都道府県市町村に転院等のため区域外就学をしていた者が復帰する場合

号

平成 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇特別支援学校

校長

印

他 県 からの 転 入 通 知

このことについて、下記のとおり通知します。

記

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 () 歳 |
| 他 都 道 府 県 での 在 籍 | (他 都 道 府 県 市 町 村) 立 学 校 学 部 年 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 理 由 | |
| 転 入 期 日 | 平 成 年 月 日 |

(注) 他都道府県市町村立学校長が保護者に発行した「在学証明書」及び「診断書等の写し」を添付すること。

〇 2 9 0 -
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

特別支援学校への転学について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり 学校から通知がありました。

つきましては、学校教育法施行令第 1 2 条第 2 項の規定により、当該児童生徒の学齢簿の謄本を添付のうえ「特別支援学校への転学通知」を提出願います。

(文書取扱 特別支援教育室)

号
平成 年 月 日

教 育 長 殿

〇〇〇〇特別支援学校
校長 印

区 域 外 就 学 児 童 生 徒 の 退 学 通 知

このことについて、学校教育法施行令第18条の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | |
|-------------|--------------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 在 籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 学 校 の 所 在 地 | 〒 |
| 退 学 期 日 | 平 成 年 月 日 |
| 退 学 の 理 由 | |

(様式 39) 他都道府県からの区域外就学児童生徒が転出する場合

0290-
平成 年 月 日

(他都道府縣市町村) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

区域外就学児童生徒の退学通知

このことについて、下記児童生徒が別添（写）のとおり退学しました。
つきましては、関係市町村への通知をお願いします。

記

| | |
|-------------|----------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 生 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 在 籍 | 宮崎県立 学 校 学 部 年 |
| 学 校 の 所 在 地 | 〒 |
| 退 学 期 日 | 平 成 年 月 日 |
| 備 考 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 40) 学齢簿の加除訂正通知の市町村教育委員会用

号
平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学校就学者の学齢簿の加除訂正について (通知)

学校教育法施行令第13条の規定により、下記の者の学齢簿を加除訂正したので通知します。

記

| | |
|-------------------|-----------|
| 児 童 生 徒 氏 名 | (性別) |
| 在 籍 学 校 名 | |
| 学 齢 簿 搭 載 の 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 加 除 訂 正 年 月 日 | 平 成 年 月 日 |
| 加 除 訂 正 事 由 | |
| 加 除 訂 正 内 容 | |

- (注) (1) 訂正された学齢簿の写しを添付すること。
(2) 学齢簿搭載の年月日は小学校入学年月日とする。

0290-
平成 年 月 日

〇〇〇〇支援学校長 殿

教 育 長 印

特別支援学校就学者の学齢簿の加除訂正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり通知します。

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 42) 市町村教育への全課程の修了者通知

号
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

県立〇〇〇〇支援学校

校長 印

平成 年度 学部の全課程の修了者の通知

このことについて、学校教育法施行令第22条の規定により、下記のとおり通知します。

記

| 証書番号 | 児童生徒氏名 生年月日 | 性 別 | 課程を終了 した学部 | 保護者氏名 | 現住所 | 進路及び今後の措置 に関する校長の所見 |
|------|----------------|--------|---------------|-------|-----|------------------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) 人数が多い場合は、「別紙」とすること。

号
平成 年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

県立〇〇〇〇支援学校
校長 印

出席不良等の児童生徒の通知

このことについて、学校教育法施行令第20条の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | |
|----------|--------------|
| 児童生徒氏名 | (性別) |
| 在籍 | 宮崎県立 学校 学部 年 |
| 保護者氏名 | |
| 保護者の住所 | 〒 |
| 出席不良の状況 | |
| 学校のとった措置 | |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 44) 他都道府県から特別支援学校高等部へ入学を志願する者の保護者用

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

保護者氏名



県外からの特別支援学校高等部入学志願許可願

下記の者を、貴県の特別支援学校高等部に入学志願させたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

| | | | | | | |
|-------|---------------|-------------|----|--|--------|------------|
| 本人 | ふりがな 氏名 | | 性別 | | 生年月日 | 平成 年 月 日 |
| | 出身 学校名 | 立 学校 平成 年 月 | | | | 卒業見込 卒業 |
| 保護者 | 氏名 | | | | 本人との関係 | |
| | 現住所 | 〒 | | | | |
| | 新住所 | 〒 | | | | |
| 志願校 | 宮崎県立 学校 ・ 高等部 | | | | | |
| 志願の理由 | | | | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

また、本人は上記志願校以外の公立高等学校及び特別支援学校を志願していないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名
所在地 (〒)
TEL

学校長名



(注) 「志願の理由」欄は、具体的に記述すること。

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

県外からの特別支援学校高等部入学志願承諾通知

このことについて、下記のとおり許可します。
つきましては、保護者への関係書類を送付願います。

記

| | |
|-------------------|-------------|
| 入学志願を許可 する生徒氏名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | |
| 現 在 の 学 校 名 | |
| 入学志願を許可 する学校名 | 宮 崎 県 立 学 校 |
| 入学志願を許可 する年度 | 平成 年 度 |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 46) 保護者への特別支援学校高等部入学志願承諾通知

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長 印

県外からの特別支援学校高等部入学志願承諾通知

このことについて、下記のとおり許可します。

記

| | |
|-------------------|----------|
| 入学志願を許可 する生徒氏名 | (性別) |
| 生年月日 | 平成 年 月 日 |
| 入学志願を許可 する学校名 | 宮崎県立 学校 |
| 入学志願を許可 する年度 | 平成 年度 |

(文書取扱 特別支援教育室)

平成 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 殿

保護者氏名



県外からの特別支援学校幼稚部入学志願許可願

下記の者を、貴県の特別支援学校幼稚部に入学志願させたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

| | |
|--------------|--------------|
| ふりがな 幼児氏名 | (性別) |
| 生年月日 | 平成 年 月 日 (歳) |
| 保護者氏名 | |
| 保護者の住所 | 〒 |
| 希望する学校名 | 宮崎県立 学校 |
| 志願の理由 | |

- (注) (1)「志願の理由」欄は、具体的に記述すること。なお、障がいの状態を示す資料等（療育手帳又は身体障害者手帳等の写し、診断書等）を添付すること。
(2)「年齢」は、入学年度の4月1日現在で記入すること。

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県) 教育委員会教育長 殿

宮崎県教育委員会教育長 印

県外からの特別支援学校幼稚部入学志願承諾通知

このことについて、下記のとおり許可します。
つきましては、保護者への関係書類を送付願います。

記

| | |
|---------------------|-------------|
| 入学志願を許可 する 幼児氏名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 保 護 者 氏 名 | |
| 保 護 者 の 住 所 | 〒 |
| 入学志願を許可 する 学 校 名 | 宮 崎 県 立 学 校 |
| 入学志願を許可 す る 年 度 | 平 成 年 度 |

(文書取扱 特別支援教育室)

(様式 49) 保護者への特別支援学校幼稚部入学志願承諾通知

0290-
平成 年 月 日

(他都道府県保護者) 様

宮崎県教育委員会教育長 印

県外からの特別支援学校幼稚部入学志願承諾通知

このことについて、下記のとおり許可します。

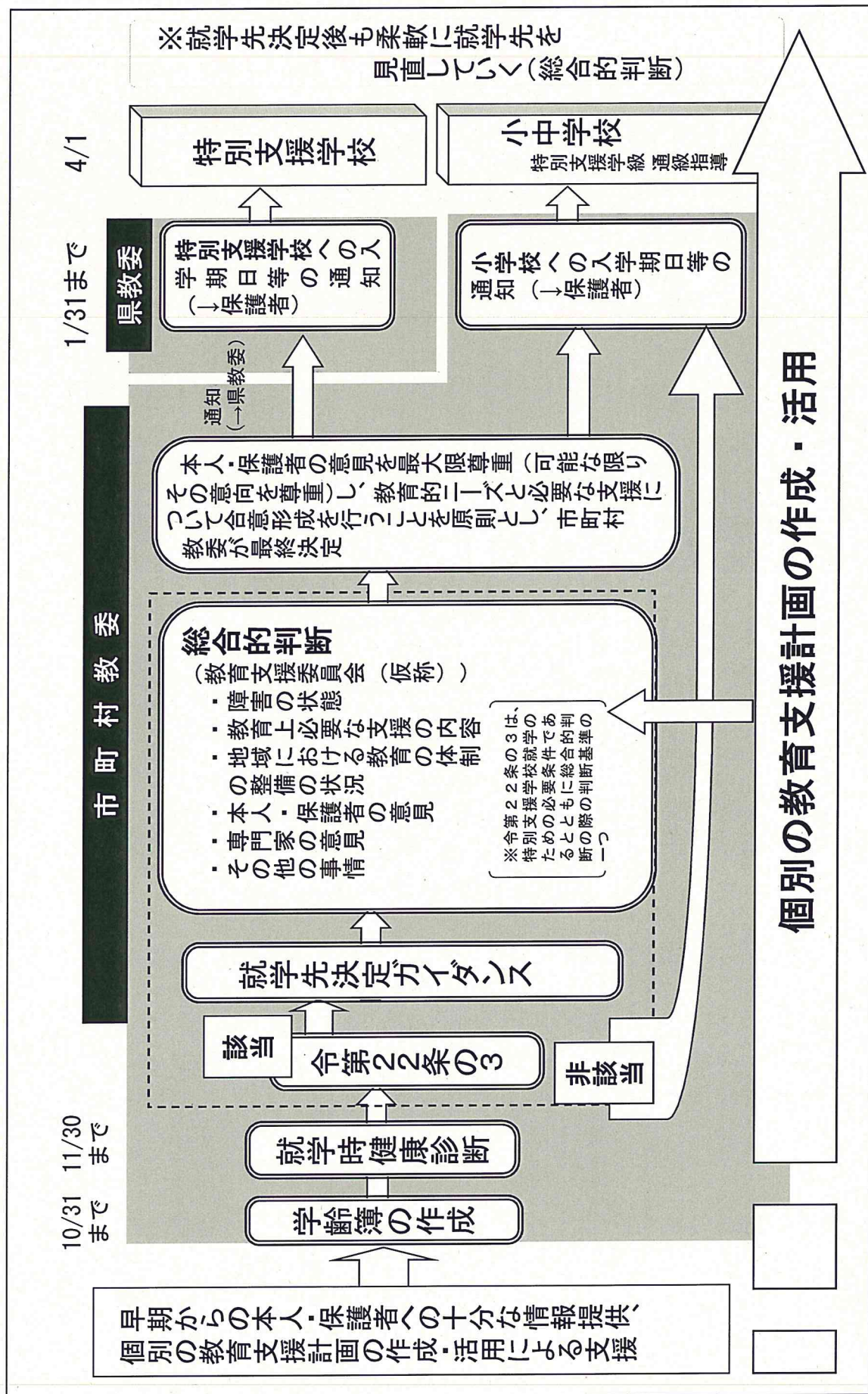
記

| | |
|-------------------|-----------------|
| 入学志願を許可 する幼児氏名 | (性 別) |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 入学志願を許可 する学校名 | 宮 崎 県 立 支 援 学 校 |
| 入学志願を許可 する 年 度 | 平 成 年 度 |

(文書取扱 特別支援教育室)

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】



25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学事務次官
山中伸一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
-
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25文科初第756号

平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いいたします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについて

は、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。